

# LIBRA

合併号  
2023年7・8月号

〈特集〉

## 中小企業法律支援センター10周年の活動報告 — 中小企業の身近で頼れる存在を目指して —

〈インタビュー〉

東京弁護士会前年度会長 伊井和彦 会員

〈クローズアップ〉

2023年度 定期総会

〈新連載〉

経験者に聞く弁護士任官





## 標高 3193m からの富士山

2022年7月。明け方に北岳肩の小屋を出発し、北岳山頂に向かうと、高い山のみが顔を出す雲海が目の前に広がりました。標高2番目の山からみる富士山は神々しくて、清々しい気持ちになります。爽やかな夏山シーズンの幕開けです。

会員 佐藤 顕子 (62期)

# LIBRA

東京弁護士会

## CONTENTS

2023年7・8月合併号

### 特集

## 02 中小企業法律支援センター10周年の活動報告

—中小企業の身近で頼れる存在を目指して—

- 第1 中小企業法律支援センター創設10周年を迎えるにあたって 関 義之  
第2 当センターへの相談案件についての分析 鳥山亜弓  
第3 当センターの活動の軌跡と今後の課題  
1 名簿・研修部会 関 義之  
2 連携検討部会 松木 裕  
3 アウトリーチ部会 木下貴博・小室太一  
4 広報部会 菅沼篤志・藤井なつみ  
5 事業承継プロジェクト・チーム 京谷 円  
6 働き方改革プロジェクト・チーム 古賀 聡  
7 SDGsプロジェクト・チーム 湊 信明  
第4 当センター全体の課題と今後の展望 相川泰男

### インタビュー

## 18 東京弁護士会前年度会長 伊井和彦 会員

### クローズアップ

## 22 2023年度 定期総会

### ニュース&トピックス

- 26 ・大阪弁護士会司法改革検証・推進本部との2022年度意見交換会報告  
・シンポジウム「再審法改正の実現に向けて」  
・東京三弁護士会成年後見制度20周年記念シンポジウム  
～より良い後見制度を目指して～

### 新連載

- 34 経験者に聞く弁護士任官～弁護士任官制度20周年を迎えて～  
第1回 弁護士から裁判官へ、そして19年を経て再び弁護士へ  
(今改めて考える弁護士任官の意義と常勤裁判官の魅力について) 北澤純一

### 連載等

- 25 理事者室から：活力ある東京弁護士会へ 近藤健太  
30 常議員会報告（2023年度 第2回）  
33 人権問題最前線：第20回 人権救済と再審支援申立 大辻寛人  
36 憲法判例ができるまで～判決文に書かれない弁護士の努力と工夫～  
第8回 一審無罪後の控訴審における被告人勾留～東電女性社員殺人事件～ 佃 克彦  
38 東弁今昔物語～150周年を目指して～：第18回 陪審制度 池浦 慧  
39 役立つ！会務活動  
vol.8 労働法制特別委員会の活動の多様さと業務への直結 加藤平一郎  
40 わたしの修習時代  
断然たらざる選択とその後のいささかの頑迷 22期 竹内康二  
41 75期リレーエッセイ：後悔、そして再出発 渥美木理  
42 心に残る映画：『ダイ・ハード』 中村 睦  
43 コーヒーブレイク：昆虫少年の夢の続き 関 一磨  
44 会長声明  
48 インフォメーション

# 中小企業法律支援センター 10周年の活動報告

— 中小企業の身近で頼れる存在を目指して —

2014年、中小企業の再生等を支援しようと当会が立ち上げた中小企業法律支援センターは、来年2月に創設10周年を迎えます。中小企業に充実した法的サービスを行き渡らせようと文字通りの「手探り」状態から始まったセンターの活動は、弁護士紹介制度の導入や中小企業関連団体等との連携、セミナー講師派遣など多岐にわたり、2022年10月には相談受付件数が累計1万件を突破しました。

本特集では、コロナ禍でも止むことのなかった活発な活動を振り返り、センターの活動の現況及び今後の課題について寄稿いただきました。ともすれば「敷居が高い」と思われがちな弁護士像転換への意気込みが伝わってきます。是非ご一読ください。

LIBRA 編集会議 坂 仁根

## CONTENTS

第1	中小企業法律支援センター創設10周年を迎えるにあたって	2頁
第2	当センターへの相談案件についての分析	4頁
第3	当センターの活動の軌跡と今後の課題	6頁
	1 名簿・研修部会    2 連携検討部会    3 アウトリーチ部会    4 広報部会	
	5 事業承継プロジェクト・チーム    6 働き方改革プロジェクト・チーム	
	7 SDGsプロジェクト・チーム	
第4	当センター全体の課題と今後の展望	17頁

## 第1

### 中小企業法律支援センター 創設10周年を迎えるにあたって

中小企業法律支援センター 2023年度 本部長代行 関 義之 (53期)



#### 1 はじめに

当センターは、リーマンショックを契機に成立・施行された中小企業金融円滑化法の適用期限が切れ、中小企業・小規模事業者（以下「中小企業」という）の事業再生支援が喫緊の課題となっていた2014年2

月、より積極的・能動的に中小企業支援に取り組むために当会内で発足した組織であるが、おかげさまで2024年2月に創設10周年を迎える。

この間、まさに手探りの状態で活動を開始し、一つ一つ仕組みを考え、運営体制を構築し、外部の支援機関、金融機関、他土業団体等（以下「外部機関」

という)との連携の輪を広げてきたが、ここまで精力的に活動できたのも、ひとえに、ご支援ご協力いただいている外部機関の皆様、無私の心で意欲的に活動されている当センターの委員・幹事、そして、何より、弁護士とともに中小企業支援の意義を理解し、誠心誠意支えてくださる担当事務局の皆様のおかげであり、ただただ感謝する次第である。この場を借りて、厚く御礼申し上げる。

2022年10月に当センターの相談受付件数が記念すべき累計1万件を突破\*1し、また本年度は10周年という節目を迎える年度でもあるため、この度、当センターのこれまでの活動を振り返り、課題を整理し、今後の展望を論じる貴重な機会をいただくこととした。

## 2 当センターの活動の概要

当センターには100数十名の委員が在籍しているが、各委員は、4つの部会（名簿・研修部会、連携検討部会、アウトリーチ部会、広報部会）と3つの重要課題（事業承継、働き方改革、SDGs）をテーマとしたプロジェクト・チーム（以下「PT」という）のいずれかに所属し、部会・PTを通じて活発に活動している。

当センターの中核となる業務は、相談を希望する中小企業への弁護士紹介である。この10年、当センターは、いかに、中小企業のニーズに的確に応えるかを追求め、受付窓口となる弁護士が相談者から事情や要望をヒアリングするコンシェルジュ制度を設け、その運用を日々改善し、実際に相談を担当する弁護士のレベルアップのために研修制度を充実させるなど、弁護士紹介制度の体制整備、ブラッシュアップを図

ってきた。コロナ禍の緊急事態宣言下でも、一切途切れることなく、弁護士紹介業務を継続した。

また、当センターは、中小企業はその抱える経営課題が法律問題であるとの認識を持たないことがあり、待っているだけではなく、弁護士自ら現場に出向き、様々な悩みを聞く中で自ら法的課題を掘り起こし、その解決にあたる、いわゆるアウトリーチ活動が不可欠ではないかという問題意識を持っている。そのため、創設当初から、積極的に、中小企業に親しまれている外部機関との連携を進め、展示会に出展したり、中小企業向けセミナー・ワークショップを共催するなどして、中小企業への直接的なアプローチを展開している。

さらには、中小企業の需要喚起のために、当センター専用のウェブサイト（以下「専用ウェブ」という）を開設し、情報発信にも積極的に取り組んでいる。コロナ禍には特集コーナーを設け、2020年4月には月間閲覧数が2万4000件を突破した。

2018年からは、前述のとおり重要課題テーマごとにPTを立ち上げ、集中的に課題に取り組むこととした。

これらの部会・PTの活動内容について詳しくは、「第3 当センターの活動の軌跡と今後の課題」をご覧ください。

中小企業を取り巻く経営環境は激変を続けており、中小企業のニーズに的確に応えるためには、支援する弁護士側もその変化に柔軟に対応する必要がある。当センターにとって、この10年は試行錯誤の歴史であったが、次の10年も、現状に甘んじることなく、常に変革を意識して、中小企業支援の第一線を走り続けたい。

\* 1 : [https://www.toben.or.jp/known/iinkai/chusho/jisseki/post\\_25.html](https://www.toben.or.jp/known/iinkai/chusho/jisseki/post_25.html)

## 第2 当センターへの相談案件についての分析

中小企業法律支援センター 2022年度, 2023年度 名簿・研修部会長兼嘱託 鳥山 亜弓 (63期)



### 1 当センターの弁護士紹介制度の概要

当センターの中核となる業務は、相談を希望する中小企業への弁護士紹介である。この制度を中小企業に広く活用してもらうべく、当センターではデータを集計し、その分析結果を当センターの活動に利用しているが、2022年10月に当センターの相談受付件数が記念すべき累計1万件を突破したことから、その振り返りの意味も込めて、分析結果を一部公表することとする。

その前提として、当センターの弁護士紹介制度のポイントを概説する。

当センターの弁護士紹介制度の対象は、中小企業を中心とするが、そのほか、社団、財団等各種法人及び知的財産、税務、雇用等特定分野の法的課題を抱えた個人をも対象としている。

また、申込方法は、①当センターの専用電話番号(03-3581-8977)又は当会のウェブサイト経由の申込み\*2(以下「当会ルート」という)のほか、②日弁連のひまわりほっとダイヤルの専用電話番号(最寄りの弁護士会につながる全国共通電話番号0570-001-240)又は同ウェブサイト経由の申込み\*3(以下「ひまわりルート」という)がある。

当センターの弁護士紹介制度の特徴は、コンシェルジュ弁護士(正式には、配点担当弁護士、以下「コンシェルジュ」という)が相談者から直接事案の概要を聴き取り、法律問題が含まれているかどうか、弁護士を紹介する場合にはどの分野に精通する弁護士を紹介すればよいか等を判断し、後述する中小センター紹介名簿に登録された会員の中から当該案件にふさわしい相談担当弁護士を紹介することにある。

なお、コンシェルジュによる電話案内は無料、相談担当弁護士との法律相談料は初回30分まで当面無料(30

分を超える場合は、30分毎に5,500円(税込)である。

### 2 相談受付件数と申込方法の推移

#### (1) 相談受付件数の推移

当センターが弁護士紹介業務を開始した2014年2月10日から直近の2022年度末までの相談受付件数の推移を見ると、2013年度(2014年2月10日～同年3月31日)は115件、2014年度は898件、2015年度は913件、2016年度は909件、2017年度は897件、2018年度は1,027件、2019年度は1,161件、2020年度は1,540件、2021年度は1,384件、2022年度は1,400件と増加傾向が見て取れ、累計相談受付件数も10,244件となった。

2020年度に相談受付件数が大幅に増加した理由は、コロナ禍において多くの法律相談窓口が休止ないし縮小した時期も、当センターが弁護士紹介業務を継続したことによると考えられる。



コロナー日無料電話相談会

#### (2) 申込方法の推移

申込方法につき、弁護士紹介業務開始当初は②ひまわりルートが多かったが、当センターの広報活動が功を奏し、①当会ルートも増えていき、2021年度に初めて、年間相談受付件数に占める①当会ルートの割合が②ひまわりルートの割合を超えた。具体的には、

\* 2 : <https://cs-lawyer.tokyo/flow/flow.html>

\* 3 : <https://www.nichibenren.or.jp/ja/sme/flow.html>

2021年度は、①当会ルートが約51.5%、②ひまわりルートが約48.2%、③その他経由が約0.3%であり、2022年度は、①当会ルートが約49.6%、②ひまわりルートが約50.0%、③その他経由が約0.4%であった。

### 3 相談のきっかけ

2022年度に申込みがあった相談につき、そのきっかけを上位から見ると、ウェブサイト（ひまわりも含む）が約34.7%、法テラスからの紹介が約21.6%、消費者庁、消費者センター等からの紹介が約11.8%となっている。当センターの専用ウェブによる情報発信に力を入れている結果である。

### 4 中小センター紹介名簿

#### (1) 相談案件配点時に使用される分野別名簿の種類と使用割合

コンシェルジュが相談案件を相談担当弁護士に配

点する際に使用する中小センター紹介名簿は、試行錯誤を繰り返しながら現時点では次のような分野別に備えられているが、当センターに寄せられる相談案件の内容を見ながら、毎年度、登録分野の見直しを行っている。

現時点での登録分野の内訳と2022年度の相談案件について使用された分野別名簿の割合は、下表のとおりである。

これを見ると、①当会ルートと②ひまわりルートのいずれについても、「1. 債権保全・回収、その他契約トラブル」が最も件数が多く、その割合は合計31.8%となっている。次に件数が多いのは、①当会ルートでは、「11. 知財保護（特許・商標・著作権・営業秘密・不正競争等）、景品表示法」であり、②ひまわりルートでは、「8. 法人倒産・廃業支援」となっている。法テラスに破産の相談をしたく連絡をしたが、相談者が事業者であるために、法テラスを利用できず、ひまわりほっとダイヤルを紹介されるケースが多いものと推測される。

「中小センター紹介名簿」の分野	①当会ルート (件)	②ひまわりルート (件)	①+②合計 (件)	割合
1. 債権保全・回収、その他契約トラブル	145	185	330	31.8%
2. 労使問題（使用者側）	26	19	45	4.3%
3. 新規ビジネス・契約書のリーガルチェック・契約締結交渉	43	27	70	6.8%
4. 起業支援	9	4	13	1.3%
5. 会社法・会社経営	35	17	52	5.0%
6. コンプライアンス・内部統制・CSR	3	3	6	0.6%
7. 事業再生・資金繰り支援	9	14	23	2.2%
8. 法人倒産・廃業支援	24	58	82	7.9%
9. 事業承継（高齢者の財産管理を含む）、M&A	13	8	21	2.0%
10. 個人情報保護・情報管理	6	5	11	1.1%
11. 知財保護（特許・商標・著作権・営業秘密・不正競争等）、景品表示法	62	15	77	7.4%
12. IT・インターネット（発信者情報開示・削除を含む）・システム関連紛争	25	21	46	4.4%
13. 海外展開支援、国際取引・海上運送	13	8	21	2.0%
14. クレーム対策、反社会的勢力排除	9	13	22	2.1%
15. 下請法・独禁法	4	7	11	1.1%
16. PL法	1	0	1	0.1%
17. 特商法・消費者契約法・電子商取引等、消費者問題	28	31	59	5.7%
18. 不動産売買・賃貸借	50	53	103	9.9%
19. 建築・設計・請負	15	19	34	3.3%
20. 税務分野	4	3	7	0.7%
21. エンターテインメント分野	3	0	3	0.3%
22. 環境・廃棄物関係	0	0	0	0.0%
合計	527	510	1,037	100.0%

## (2) 相談担当弁護士の紹介に至らない場合

なお、2022年度の相談受付件数1,400件のうち、相談担当弁護士を紹介した案件は1,037件（約74.1%）、コンシェルジュによる電話対応で終了した案件は247件（約17.6%）、その他キャンセル等は116件（約8.3%）であった。法律問題が含まれない場合のほか、一般的な制度に関する質問などコンシェルジュがその場で回答できる場合等には、相談担当弁護士の紹介に至らず、コンシェルジュによる電話対応で終了することがある。

## 5 相談担当弁護士紹介案件の相談結果

2022年度の相談担当弁護士紹介案件1,037件についての2023年4月6日時点での相談結果は、①相談担当弁護士から相談者への最初の電話連絡で終了し

たものが209件（約20.2%）、②初回相談（相談料無し）で終了したものが364件（約35.1%）、③初回相談（相談料有り）で終了したものが66件（約6.4%）、④継続相談が172件（約16.6%）、⑤受任が106件（約10.2%）、⑥その他報告書提出待ち等（結果が不明のもの）が120件（約11.6%）である。

このように、相談担当弁護士が担当した案件の約55%が法律相談料等の報酬が発生しないまま終了となっているが、中小企業が一度弁護士に相談する経験を積み、弁護士に知り合いができると、次に法律問題が生じたときにも気軽に弁護士に相談し、依頼しやすくなると考えられるため、当センターは、報酬が発生しないような案件であっても、積極的に、中小企業に寄り添い、中小企業の法的課題を速やかに解決に導くための法的支援を行っている。

## 第3

## 当センターの活動の軌跡と今後の課題

### 1 名簿・研修部会

中小企業法律支援センター 2016年度～2021年度 名簿・研修部会長 関 義之 (53期)

#### (1) 名簿・研修部会の活動の軌跡

ア 名簿・研修部会は、主に、①全体会議、②中小企業向けの弁護士紹介制度、③会員向けの研修のそれぞれの企画運営を行っている。

#### イ ①全体会議の企画運営について

当センターにおける活動の中心は4つの部会及び3つのPTであるが、当センター全体の活動の方向性を決定するのは、毎月1回開催される全体会議である。その全体会議の運営を企画し、支えているのが当部会である。

当部会では、歴代の本部長代行が退任した後そのまま部会員として参加してもらった伝統があり、年度を

重ねるごとに、当センターの理念、目指すべき方向性について熱い議論が交わされ、その部会での議論が、全体会議を通じて、全委員に浸透する流れが生まれている。このように統一の理念や目指すべき方向性について共有する機会があることが、当センターが一丸となって活動を続けられる強みとなっている。

また、委員の学びの場としても全体会議を活用しており、会議の後半（30分～1時間）を委員向けの研修（後半研修と呼ぶ）の時間に充てている。主に、中小企業支援に携わる外部機関を講師としてお呼びし、最先端の中小企業支援実務について教えていただき、また、意見交換をする機会としている。この意



見交換から外部機関との連携が始まることも多い。また、年に4回は講師養成枠を設け、講師経験がないか、少ない若手委員に講師経験を積む機会を与えている。本番の前の部会で研修内容をブラッシュアップし、本番後の部会で本番の振り返りを行う手厚さである。担当した委員は、その後、外部セミナーの講師を担当し、第一線で活躍している。



講師養成枠の講演の様子

#### ウ ②中小企業向けの弁護士紹介制度の企画運営について

当センターが行っている中小企業向けの弁護士紹介制度の企画運営を担っているのが当部会である。当センターの弁護士紹介制度の特徴は、前述のように、受付窓口となる弁護士が相談者から事情や要望をヒアリングするコンシェルジュ制度を設けていることである。コンシェルジュには、相談者から実に様々な要望があり、できる限り、そのご要望に沿う弁護士（相談担当弁護士）を紹介できるように、その運用を日々改善したり、コンシェルジュの意見交換会を開催し、サービス品質の向上にも努めている。このコンシェルジュ制度は、全国の弁護士会の中で初めて取り入れられた画期的な制度であり、他会から見学に来られることもある。

#### エ ③会員向けの研修の企画運営について

中小企業に直接アドバイスをするのは、紹介した相談担当弁護士であり、相談を担う弁護士のサービスレベルの向上も、当センターの役割である。当部会では、「中小企業法律支援ゼネラリスト養成講座」と題し、毎年、中小企業支援に必要な様々なテーマの研修を企画し、担当者によるその受講を義務化している。過去に実施した研修は、会員サイトの中でオンライン

受講できるが、2022年度までの9年間で合計54テーマの研修を用意した。

#### オ コロナ禍の運営

2020年に入り、新型コロナウイルスが猛威を振るうようになり、同年4月に1回目の緊急事態宣言が発出された際には、弁護士会館が閉鎖された。当センターでは、その前の3月24日に、緊急の一日無料電話相談会を開催したが、その企画の過程で、コロナの影響で中小企業に多くの法律問題が生じることが予想されていた。緊急事態宣言が発出された際、弁護士も担当職員も未知のウイルスへの恐怖がある中で、このような緊急事態こそ弁護士が中小企業支援を継続すべきであるとの意見で一致し、担当職員とコンシェルジュは緊急事態宣言下でも閉鎖された弁護士会館で執務し、相談者の電話対応に当たった。また、相談を担当する弁護士にも、快く相談に応じてもらえ、Zoomを駆使するなどして、激増した中小企業の相談に対応した。

また、全体会議にはいち早くZoomを取り入れ、コロナ禍においても、当センター一丸となって、中小企業支援を継続することができたが、これもひとえに、中小企業支援の意義を理解し、弁護士と二人三脚で、誠心誠意支えてくださる担当事務局の存在が大きい。

#### (2) 名簿・研修部会の今後の課題

コンシェルジュは懇切丁寧な対応を心がけているが、時間をかけるほど、1日に対応できる件数に限界が生じ、全体の相談受付件数が順調に増えるにつれ、相談者をお待たせすることも多くなってきている。コンシェルジュの臨時増員により現場対応しているが、当会の予算にも限りがある中で、品質を保ちつつ、効率性を向上するための取り組みが急務である。

また、コロナ禍で苦しむ中小企業の事業再生のニーズやDX（デジタルトランスフォーメーション）、AI、インボイス、ビジネスと人権等の新しい経営課題にも対応できるように、常に最新情報にアンテナを張り、より一層研修を充実させることも必要となる。

## 2 連携検討部会

中小企業法律支援センター 2021年度、2022年度 連携検討部会長 松木 裕 (67期)



### (1) 連携検討部会の活動概要

連携検討部会は、外部機関のうち、他士業団体等との連携の輪を広げるために、連携活動の計画から企画の細かい当日の運営まで、幅広く担当する部会である。

当センターでは、弁護士による中小企業支援にあたって他士業との連携が必須であるとの考えの下、当部会において、弁護士の業務領域の理解の促進を図るとともに、中小企業支援のための周辺知識獲得などを目的として、現在、公認会計士、税理士、弁理士、社会保険労務士と様々な連携活動を行っている。

### (2) 各連携先との連携活動の軌跡

#### ア 公認会計士との連携

日本公認会計士協会東京会とは、2014年に意見交換会を開催したことを契機としてどのような連携が可能かを模索し始め、2017年からは毎月1回定期連絡会を開催するようになった。

その結果、互いの業務領域の理解や知見獲得を目的に、共同勉強会、若手交流会、講師派遣等を、また中小企業に対する周知を目的に共同セミナーを実施している。コロナ禍においてもオンラインで連携活動を継続し、2023年度からはリアルでの企画を再開する予定である。

また、事業承継PTが毎年開催している事業承継ゼミ（後述）のオブザーバーに複数人の公認会計士を派遣してもらい、多角的視点で事業承継を検討する良い機会となっている。

#### イ 税理士との連携

当センターでは、東京税理士会との間で独自に交流を持ち始め、2016年、税理士が顧問先等の法律問

題に直面した際に気軽に弁護士に相談できるよう、東京税理士会の会員向け専属コンシェルジュ制度\*4の運用を開始した。専属コンシェルジュ制度は、通常のコンシェルジュ制度とは異なり、税理士から当センターの弁護士に直接問い合わせることが可能な点に特色がある。

また、東京税理士会は税務署の管轄区域毎に48支部を設けているため、各支部との連携を試みている。2018年に最大会員数を誇る麹町支部との連携活動を開始し、現在は5支部まで連携先が広がった。東京税理士会や各支部では多数の研修会を開催しているため、当センターから講師を派遣することも多く、今まで事業承継、中小企業経営のガバナンス、労務トラブル、開業支援等をテーマとして講師を派遣した。

このほか、東京税理士会内の学術機関である日本税務会計学会との間で、継続的に勉強会を開催し、中小企業支援に資する知識のインプットや、会員向けの研修企画に役立っている。

#### ウ 弁理士との連携

2016年に意見交換会を開催したことを契機として連携を模索するようになり、2018年から日本弁理士



ジェトロ共催セミナーの様子

\* 4 : [https://cs-lawyer.tokyo/pdf/booklet/reaflet\\_zeirishi.pdf](https://cs-lawyer.tokyo/pdf/booklet/reaflet_zeirishi.pdf)

会関東会と日本貿易振興機構（ジェトロ）との共催セミナーを開催するようになった。当該セミナーは、中小企業向けに、海外展開に関する模擬事例を題材にワークショップ形式で議論をし、その後、弁理士及び弁護士が事例解説をするものである。毎年実施している恒例の企画であり、企業の担当者にも好評で、コロナ禍でもオンラインで開催した。

また、当該セミナー等を契機として、日本弁理士会関東会の研修会に講師派遣をするようになり、2022年もデータ・AIの知財をテーマとして講師を派遣した。

### エ 社会保険労務士との連携

社会保険労務士との連携窓口が、2021年に働き方改革PTに移管されたため、詳細については同PTの記事をご参照いただきたい。

### (3) 知財ワーキンググループ(WG)の設置

当センターの弁護士紹介制度では、前述のとおり、知的財産に関するニーズが高く、かつ中小企業における知財戦略の重要性の観点から、2020年に当部

会内に知財分野を重点的に検討する知財WGを設置した。

知財WGでは、知財分野のインプットを目的に、WG内で勉強会を開催しており、今後は、ここで習得した知見を活かして、知財分野の特集記事を作成し専用ウェブで情報発信することを予定している。

### (4) 連携検討部会の今後の課題

中小企業に対するさらなるサービス向上・拡充のため、連携先の拡充に努めるとともに、既存の連携先との関係強化に注力したい。特に最近講師派遣の需要が多いため、当センターとして、研修メニューの充実化と講師の養成に努めたい。また相互の講師派遣だけではなく、他士業との連携によってほかにもシナジー効果を生み出せるような連携内容を検討していきたい。

さらに、当センター内にとどまらず、共同勉強会や若手交流会等、連携活動の成果を多くの会員に還元する企画を検討、実行していくことが今後の課題である。

## 3 アウトリーチ部会

中小企業法律支援センター 2015年度～2017年度 アウトリーチ部会長 木下 貴博 (54期)  
 中小企業法律支援センター 2020年度～2022年度 アウトリーチ部会長 小室 太一 (58期)



木下 貴博

小室 太一

### (1) アウトリーチ部会の活動目的

アウトリーチ部会は、当センターの活動の柱の1つであるアウトリーチ活動を担当する部会である。中小企業に寄り添った支援の実現のためには、弁護士から積極的に中小企業の側に出向いていくことが必要と考え、当センター発足当初から、中小企業支援の活動を行っている外部機関との連携を精力的に進め、互いの強みを活かしながら、中小企業を総合的にサポートする取り組みを推進してきた。

外部機関のうち他士業団体等との連携は連携検討部会が担当するため、当部会では自治体、金融機関、

各種中小企業関連団体との連携を担当している。

### (2) アウトリーチ部会の活動の軌跡

#### ア 連携先の外部機関

当部会では、当センター発足当初より外部機関との連携を進めてきた。この中には、発足前から東京三弁護士会弁護士業務に関する協議会（三会業革）において三会在協力して開催してきた日本政策金融公庫との共催セミナーなどを引き続き開催しているものもあるが、発足後は、当センター単独か、又は三会共同により、より積極的に活動を展開した。その主

な例を挙げると以下のとおりである。

- (ア) 2014年12月、当センターでは、新銀行東京（現・きらぼし銀行）との間で連携協定を締結し、現在までセミナー及び電話相談を実施している。
- (イ) 2016年3月、台東区産業振興事業団との間で連携協定を締結し、現在まで、同事業団の経営相談ネットワークへの相談担当弁護士の派遣や毎年共催セミナー（この他に日本公認会計士協会東京会台東会等が共催に加わることもある）を実施している。
- (ウ) 2017年4月、東京都産業労働局（2020年度より東京都中小企業振興公社へ業務委託）との間で、創業支援を行うTOKYO創業ステーションへの相談担当弁護士派遣の協定を締結し、現在まで弁護士派遣を実施している。
- (エ) 2018年2月、東京信用保証協会との間で連携協定を締結し、現在まで、保証協会の顧客向けの相談担当弁護士の派遣を行っている。
- (オ) 2019年5月、第一勧業信用組合との間で連携協定を締結し、現在まで同組合の顧客向けに相談担当弁護士を派遣している。
- (カ) 昭和信用金庫との間で2015年から顧客向けセミナーを実施してきたが、2021年3月、一歩前進して連携協定を締結し、以降、現在まで顧客向け相談担当弁護士派遣を実施している。
- (キ) 当部会では、連携協定締結先以外の外部機関とも連携活動をしているが、信用金庫との連携が多い。

例えば、城南信用金庫との間では、ビジネスマッチングイベント「よい仕事おこしフェア」に参加し、法律相談を実施するブースを出展した。また、足立成和信用金庫、興産信用金庫、東栄信用金庫、さわやか信用金庫、東京東信用金庫などとの間でも



よい仕事おこしフェア出展ブース

顧客向けセミナーを開催してきた。その他、2021年からあだち産業センターへの相談担当弁護士の派遣を行っている。

#### イ 具体的な連携活動の内容

前述した外部機関とは、具体的には、次のような連携活動を行っている。

##### (ア) セミナー・ワークショップ

連携先の外部機関が主催するセミナーに講師を派遣したり、そのセミナーの参加者を対象としたワークショップ（弁護士1、2名と参加者5、6名等にグループ分けして法律問題事例を検討する）を行い、様々な意見交換をすることにより、中小企業の法的ニーズを掘り起こし、また、とかく敷居が高いと言われる弁護士の人となりを理解してもらい、親しみを持ってもらう活動を行っている。

##### (イ) 弁護士派遣

外部機関の顧客や支援先である中小企業を対象として、定期的に法律相談を行う機会を設けるなどして、当センターから相談担当弁護士を派遣している。

##### ウ 医療ワーキンググループ（WG）

医療機関は社会を支える重要なインフラであり、健全かつ持続可能な経営を支援することは、特にコロナ禍にあっては中小企業と同様に必要であると考え、医療WGを立ち上げた。まずは、病院経営に関わる法律問題について勉強会を開催するなどインプットに励み、今後の活動の幅を広げることを試みている。

#### (3) アウトリーチ部会の今後の課題

アウトリーチ活動は、中小企業に直接アプローチする活動であり、コロナの影響で、セミナー・ワークショップの開催やリアルイベントへの出展等が中止された。2023年度からは、ようやくリアル開催が復活する兆しが見えており、今後も、新たな連携先の開拓はもちろんのこと、相談件数の増加につながるような既存の連携先との関係強化にも取り組んでいきたい。また、ウェブの活用がより身近になったこと等も踏まえ、既存の枠組みにとらわれず、ウェブを活用した新しいアウトリーチ方法なども模索していきたい。

## 4 広報部会

中小企業法律支援センター 2015年度、2016年度 広報部会長  
 中小企業法律支援センター 2022年度、2023年度 広報部会長

菅沼 篤志 (54 期)  
 藤井 なつみ (59 期)



菅沼篤志

藤井なつみ

### (1) 広報部会の活動目的

広報部会の活動は、対外的に広報することを目的とし、活動に際しては、①中小企業向けに情報発信をして、需要を喚起し、最終的に当センターの弁護士紹介制度に繋げること、②外部へのPRとして、連携している外部機関に対し、当センターの活動内容を知ってもらい、他の部会の活動を支えること、の2点を重視している。

### (2) リーフレット\*5 やノベルティグッズ等

当センター発足当初は紙媒体を利用した広報が中心であった。作成したリーフレットを区役所の担当部門に備え置いてもらい、外部機関に渡して、支援する中小企業への配布を依頼した。また、当センターの名称及び連絡先を記載したマグネットや付せん等のノベルティグッズを作成したり、金融機関からのアイデアで持ち運びに便利な名刺サイズのチラシを作成する等して、まずは当センターを知ってもらうための活動を広く展開した。

### (3) 中小企業向け無料アプリ「ポケ弁」

スマホのアプリで法律記事を配信することにより需要の喚起を図るべく、当会の弁護士活動領域拡大推進本部が「ポケ弁」アプリを企画・製作し、その運営を当センターが担うことになった。2016年7月にリリースし、週1本のペースで中小企業向けの記事を配信、2018年3月末までにダウンロード数が8700件に達し、中小企業にも一定の評価を得られたが、記事の作成の継続が課題となり、2019年7月を以て配信を終了した。ポケ弁に掲載された記事は専用ウェブに引き継ぎ、現時点でも読むことができる。

### (4) 当センター専用のウェブサイト

#### ア 専用ウェブの開設、効果

当会では、各委員会は当会の公式ウェブサイトの中に設けられている委員会ページ\*6を活用しての情報発信が求められているが、当センターは、より柔軟に、より積極的に情報発信をするために、2015年に当センター専用のウェブサイトも開設した。



当センター専用ウェブサイトのトップ画面

専用ウェブでは当センターの活動や中小企業向けの記事を掲載している。アクセス数は、開設から2年ほどは1か月100件から300件程度で推移していたが、前述の紙媒体等による広報活動の影響により徐々に増加し、その後、スマホ閲覧に対応できるように2020年6月に専用ウェブをリニューアルした結果さらにアクセス数が増加し、コロナ禍には特集記事を掲載した影響でアクセス数が一気に1か月2万4000件まで激増した。その後は安定し、現在では月平均3000件台のアクセス数を記録している。

また、リニューアル後、電話ではなくネット申込み

\* 5 : [https://cs-lawyer.tokyo/pdf/booklet/leaflet19\\_1.pdf](https://cs-lawyer.tokyo/pdf/booklet/leaflet19_1.pdf)

\* 6 : <https://www.toben.or.jp/known/iinkai/chusho/>

の相談受付件数も増え、リニューアル前の月平均29.1件（2019年4月から2020年5月まで）から平均35.9件（同年6月から2022年2月まで）に増加した。相談のきっかけも、専用ウェブをみて電話で申し込んだ件数は月平均18.6件から平均19.2件に、専用ウェブをみてネット申込みをした件数も月平均9.1件から平均12.5件にそれぞれ増加した。

現在、専用ウェブでは、毎月新しい記事や動画を掲載する他、古い記事を改訂する等精力的に活動している。掲載記事の内容も、基礎的な法律の解説からコロナ禍対策、働き方改革、SDGsといったタイムリーな記事までバラエティに富んでおり、中小企業だけではなく、弁護士にも参考になるものである。是非、ご覧いただきたい。

#### イ 「新型コロナウイルス対策に関する各種Q&A・情報リンク集」の特設ページ\*7

コロナ発生後いち早く、2020年8月には特設ページを設け、資金繰り対応、労働関係等の各分野について解説を行い、関連する公的機関のリンク情報、相談事例集を掲載した。改訂も行い、現時点でも利用できるものである。

\* 7 : <https://cs-lawyer.tokyo/column/2020/03/05.html>

\* 8 : [https://cs-lawyer.tokyo/column/cate\\_all.html](https://cs-lawyer.tokyo/column/cate_all.html)

\* 9 : <https://cs-lawyer.tokyo/movie/index.html>

#### ウ 「特集」「経営お役立ちコラム\*8」「動画コラム\*9」ページ

「特集」には執筆中のシリーズ記事を掲載するコーナーや、当センターがアピールしたい企画に関するコーナーを設けている。本稿執筆時現在、「特集」としてコーナーが設けられているテーマは、「しわ寄せ問題等に関するQ&A」「同一労働同一賃金に関するQ&A」「事業承継簡易診断」「中小企業のためのSDGs・ビジネスと人権」の4つである。

この他の記事全般は「経営お役立ちコラム」に掲載し、中小企業が直面する各種問題に関する記事を充実させている。

また、近時、働き方改革PTと社会保険労務士のコラボ動画を「動画コラム」に掲載している。

#### (5) 広報部会の今後の課題

現在は、前述の活動目的①を追求し、専用ウェブのコンテンツをより洗練させ、より効率的に法律相談の増加に繋げることを検討している。また、今後、動画等のよりわかりやすいコンテンツを増やすことも検討中である。

## 5 事業承継プロジェクト・チーム

中小企業法律支援センター 2021年度～2023年度 事業承継PT座長 京谷 円 (64期)



### (1) 事業承継 PT 発足の経緯

中小企業の経営者の高齢化が進んでいる中、事業承継は我が国の喫緊の課題となっており、事業承継分野においても弁護士が積極的に関わるべき状況にある。そこで、当センターでは、事業承継に関し、弁護士がハブプレーヤー、道しるべとなって積極的な役割を果たしていくべきではないかとの認識の下、弁護士会として弁護士による事業承継支援を推し進める

ために、2018年、事業承継PTを発足させた。

### (2) 事業承継 PT の活動の軌跡

#### ア 事業承継に関する専門講座、事業承継ゼミの主催

事業承継に関する弁護士のスキルアップのため、2018年、「事業承継支援」をテーマに、全5回の専門講座を企画した（「弁護士専門研修講座 これだけは押さえておきたい！ 事業承継支援の基礎知識\*10」

(ぎょうせい)でも講義録を読むことができる)。その後、その応用編として、事業承継ゼミ(全5回)を主催し、このゼミは毎年行う恒例企画となっている(2023年度で6年目)。本ゼミは、PTメンバーから選ばれたファシリテーターが各班に一人つき、参加者の議論の活性化を図りながら、参加者が具体的なケースについて議論し、発表していただくものである。各班の議論には前述のとおり公認会計士が参加するため、弁護士の視点のみならず会計士の視点からの気づきもあり、講義のみでは味わうことのできない貴重な機会となっている。また、東京商工会議所、日本政策金融公庫、公認会計士、東京都事業承継・引継ぎ支援センター、東京都中小企業活性化協議会等、外部機関の皆様にも講師として参加いただき、知識を深めるだけでなく関係各所の方々とつながりを持つことができる。



事業承継ゼミの様子

### イ 事業承継簡易診断\*11

どうしたら経営者が弁護士に事業承継の相談をしたいと思うか、という点については、PT発足時から中心となる課題であり、議論、検討を重ねてきた。そして、2020年度から、新たに「事業承継簡易診断」という企画を立ち上げた。これは、弁護士が中小企業に直接ヒアリングすることで事業承継に関する法的課題を自ら掘り起こし、その解決方針を指し示すことにより、その後の弁護士による法的支援へつなげるためのツールにするというものである。経営者にとっても、弁護士にとっても、事業承継の法的課題を解決するための有用な制度であると考えているが、周知に苦戦し、活用が思うように進んでいないことが今後の課題である。

### ウ 外部機関との連携

事業承継は、税務を中心に対策を講じられることが多く、他士業の中では、顧問の税理士・公認会計士が中心的な役割を担っている。また、中小企業庁の一丁目一番地の課題であり、商工会議所、金融機関、自治体、事業承継・引継ぎ支援センター、よろず支援拠点など、数多くの外部機関が事業承継支援に取り組んでいる。そのため、他士業や外部の支援機関と弁護士会との間の連携を強化することが、弁護士による事業承継支援を展開する上では非常に重要である。

そこで、当PTでは、外部機関との連携を強化するため、共同での勉強会、意見交換会、セミナー等を開催するなどの連携を進めている。2022年度から、東京三会と東京都事業承継・引継ぎ支援センターとの連携を進めており、M&Aの分野で弁護士の支援を進めるための足がかりになることが期待される。

また、日本生命保険相互会社とは、2020年から、事業承継に関連した生命保険の活用などをテーマに定期的に勉強会を行い、最近では、中小企業活性化協議会と東京信用保証協会との共同勉強会にも参加し、今後の発展も期待される。

### (3) 事業承継 PT の今後の課題

会員向けの活動としては、事業承継ゼミについて、2023年度から内容をリニューアルし、事業承継と深く関連し、コロナ禍で苦しむ中小企業を支援するために、事業再生にもフォーカスし、更に深く、実践的な内容を目指し準備中である。

また、毎月1回のPT会議では、後半の約30分を使って研修を行い、事業承継についての事例や論点等の資料を集約しており、今後、専用ウェブで連載記事として情報発信を行い、弁護士への相談につなげる需要喚起を積極的に行う予定である。

外部機関との連携活動についても、事業承継に関わる様々な外部機関に積極的にお声がけし、勉強会や意見交換会、経営者向けのセミナーや個別の法律相談会等を展開していくことを検討している。

\* 10 : [https://www.toben.or.jp/know/iinkai/chusho/jisseki/post\\_15.html](https://www.toben.or.jp/know/iinkai/chusho/jisseki/post_15.html)

\* 11 : <https://cs-lawyer.tokyo/feature/03.html>

## 6 働き方改革プロジェクト・チーム

中小企業法律支援センター 2018年度～2022年度 働き方改革PT座長 古賀 聡 (67期)



### (1) 働き方改革 PT の発足の経緯・目的

働き方改革PTは、2018年6月のいわゆる「働き方改革関連法」の成立を受け、2019年1月に発足し、働き方改革に関する中小企業向けの周知啓蒙を目的として活動を開始した。

活動開始当初は手探りの状態であったが、PT内での勉強会によるインプット、関連団体との連携・情報収集等から始めた。その後、中小企業向けの働き方改革に関する周知啓蒙を進めつつ、働き方改革関連法のみならず、「働き方改革」によって発生した「しわ寄せ問題」や新しい働き方としての「フリーランス」にも活動範囲を拡大した。また、ハラスメント等の中小企業の関心が高い、テレワークや副業兼業等の働き方改革と関連する労働問題について、社会保険労務士と共同で動画を作成したり、中小企業向けのセミナーを実施する等の活動も行っている。

### (2) 働き方改革 PT の活動実績

#### ア 働き方改革関連法に関する活動

前述のとおり、活動開始当初は活動内容が定まっておらず手探りの状態であったが、働き方改革関連法の内容、副業やテレワークに関するガイドライン、厚生労働省や経済産業省内の働き方改革に関連するワーキンググループの議論状況等に関するPT内での発表・勉強会によるインプットを行った。また、東京都産業労働局、公益財団法人東京しごと財団、働き方改革推進支援センター、働き方改革に関するビジネスツールの展示会等への訪問による関連団体との連携や情報収集も行った。

その後、働き方改革関連法に関する弁護士活用についての中小企業向けの周知啓蒙を目的として、働き方改革関連法その他中小企業が抱える労働問題に特化し

た、当センターの弁護士紹介窓口を広報するパンフレット\*12を作成・配布した。また、働き方改革関連法に関する法的知識を中小企業へ周知するため、同一労働同一賃金に関する中小企業向けのわかりやすいQ&A集を作成し、専用ウェブ上に特集記事\*13として掲載した。イ 「しわ寄せ問題」や「フリーランス」への拡大

働き方改革関連法に関する活動と並行して、「働き方改革」によって発生した適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更等の、いわゆる「しわ寄せ問題」及び関連する各種法的問題の相談が増えるであろうことを想定し、所管する中小企業庁への訪問や同庁によるセミナーの開催の他、「しわ寄せ問題」等に関する中小企業向けのわかりやすいQ&A集を作成し、専用ウェブ上に特集記事\*14として掲載した。

また、昨今新しい働き方として「フリーランス」が増加していることを踏まえ、一般社団法人プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会との連携を開始し、同協会のイベントにおけるセミナー講師の派遣、法律相談ブースの設置、同協会のウェブサイト上の記事の執筆等を行う他、フリーランス問題に特化した、当センターの弁護士紹介窓口を広報するパンフレット\*15を作成・配布した。

#### ウ 社会保険労務士との連携

社会保険労務士とは、当センターの連携検討部会において、2014年に意見交換会を開催したことを契機として連携活動を模索して、2016年から、毎年1回、勉強会・交流会を開催するようになったが、2021年に働き方改革PTに窓口が移管された。

この勉強会・交流会は、コロナの影響のため、一時中止していたが、2023年2月に約4年ぶりにオンラインで開催した。

\* 12 : [https://cs-lawyer.tokyo/pdf/booklet/leaflet20\\_1.pdf](https://cs-lawyer.tokyo/pdf/booklet/leaflet20_1.pdf)

\* 13 : <https://cs-lawyer.tokyo/feature/02.html>

\* 14 : <https://cs-lawyer.tokyo/feature/01.html>

\* 15 : [https://cs-lawyer.tokyo/pdf/booklet/leaflet20\\_2.pdf](https://cs-lawyer.tokyo/pdf/booklet/leaflet20_2.pdf)





社会保険労務士との勉強会の様子

また、他にも、テレワーク、副業・兼業、ハラスメント、人員整理、賃金引下げ、シフト制、労働時間管理等、働き方改革と関連して世間の注目を集め、中小企業の関心も高いであろう労働問題について、社会保険労務士と共同で動画を作成・撮影し、前述した専用ウェブの他、当会のYouTubeチャンネルであるTobenMedia\*16にも掲載した。

#### エ その他中小企業向けの情報提供や勉強会

上記の他、中小企業向けに情報提供を行ったり、

委員の知識の向上を図るため、東京商工会議所目黒支部において、いわゆる「パワハラ防止法」に関する中小企業向けのセミナーを開催したり、PT内での勉強会を開催する等の活動をしている。

#### (3) 働き方改革 PT の今後の課題

前述のとおり、当初は「働き方改革」を中心として、そこから派生するテーマに広げて、インプット、情報発信、セミナー等を展開しているが、今後も、中小企業への周知啓蒙の方法を模索していきたい。

加えて、「働き方改革」にとどまらず、中小企業の関心度が高いと考えられる労働問題全般について、幅広くキャッチアップし、その法的知識や弁護士活用に関する中小企業向けの周知啓蒙を図るべく、PT内での勉強会によるインプット、特集記事や動画の作成による情報発信、中小企業向けのセミナーの開催等を進めていきたい。

\* 16 : [https://www.youtube.com/playlist?list=PLfvkj8UmBcBISxhvue81Mj\\_8VjvzEYrgR](https://www.youtube.com/playlist?list=PLfvkj8UmBcBISxhvue81Mj_8VjvzEYrgR)

## 7 SDGsプロジェクト・チーム

中小企業法律支援センター 2021年度～2023年度 SDGsPT座長 湊 信明 (50期)



#### (1) SDGsPT の目的と活動の基本

当PTは、2021年1月に、SDGsやビジネスと人権に関する指導原則（以下「指導原則」という）を中小企業に浸透させることを目的として発足した。

SDGsは、地球上の人権・社会問題を克服し、「誰一人取り残さない」(No one will be left behind)ことを目指して2015年開催の国連サミットで採択された国際目標であり、指導原則は、人権に対する負の影響に対処するため、国家の義務、企業の責任、救済へのアクセスについて規定したグローバル基準で、2011年開催の国連人権理事会で承認された原則である。いずれも中小企業に対しても取り組みが求められており、近時、ますますその要請が高まってきている。

当PTでは、中小企業によるSDGsへの貢献をサポートすること、ステークホルダーの人権に対する負の影響を是正すること、そのことを通じて中小企業の企業価値を向上させていくことを活動の基本としている。2021年11月に、専用ウェブにSDGsポリシー\*17を発表しているため、ご参照いただきたい。

#### (2) SDGsPT の活動の軌跡

##### ア 弁護士会員に向けた活動

当PTでは弁護士向けに様々なセミナーや講演を行っている。一例を挙げると、2021年度夏期合同研究の全体討議で「SDGs・ビジネスと人権に関する指導原則～中小企業経営と弁護士業務への活かし方～」

\* 17 : <https://cs-lawyer.tokyo/column/2021/11/01.html>

というテーマでシンポジウムを行い、2022年度夏期合同研究分科会では「中小企業の環境対応と弁護士業務―地球を破壊から守るSDGs―」というテーマで発表した。その他にも、当センターの後半研修や会員向けの研修において、知見のある弁護士やコンサルタントの方々に講師としてお招きし、SDGs・指導原則と弁護士業務のあり方、外国人労働者問題・技能実習問題、環境マネジメントと弁護士業務などの講義を行っていただき、委員や会員の知見を深める活動をしている。



2021年度夏期合同研究全体討議

## イ 中小企業経営者に向けた活動

### (ア) SDGs取組事例集の作成

SDGsは17の目標の実現に向けて各企業がイノベーションを起こしていくことを求めている。しかし、中小企業は、SDGsの目標実現に貢献しようと思っても現実にはどのようにすれば良いかわからないことがある。そこでSDGsPTは、現実には中小企業が17の目標の実現に向けてどのような取り組みをしているのか調査し、専用ウェブにおいて「SDGs取組事例集\*18」にまとめて発表した。中小企業がイノベーションをどのように起こせば良いのか参考になると自負しており、是非ご覧いただきたい。

### (イ) 交流会・セミナー開催

当PTでは、中小企業向けにセミナー等も実施している。例えば、中小企業家団体に講師を派遣して、SDGsや指導原則に関するセミナーや交流会を行ったり、中小企業を訪問してSDGsの実施について意見交換を行った。

### ウ 自治体等の外部機関との交流

また、自治体等の外部機関は中小企業との結びつき

が強いので、当PTから申し入れて交流を図っている。今後は外部機関との連携を強化し、具体的な中小企業支援に繋げていきたい。

## エ 研究活動

日本政府は2022年9月に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を発売したため、今後はますます中小企業が人権デュー・ディリジェンス（以下「人権DD」という）を行うことが求められると予想している。しかし、中小企業が現実的にこれを行うことは容易ではない。そのため、当PTでは、中小企業にマッチした人権DDのあり方について研究している。また、中小企業における環境対応も研究テーマとしており、今後、中小企業への支援に実践していきたい。

## オ 広報活動

当PTでは中小企業向けの情報発信にも力を入れており専用ウェブで特集記事\*19を掲載中である。

## (3) SDGsPTの今後の課題

当PTは発足から2年経ち、様々なインプット、情報発信を中心に活動を展開してきたが、今後はこれまでの経験を活かして、中小企業への具体的な支援につながる活動を展開したいと考えている。直近では、以下の活動を計画している。

### ア シンポジウム開催

2023年11月17日には、公害環境特別委員会と協働して、「グリーンサプライチェーンと弁護士の役割」(仮)をテーマとしたシンポジウムを企画している。

### イ 大企業からのアンケート対応サポート

今後は、大企業から中小企業に対して、人権対応に関するアンケート調査がなされる機会が多くなってくると予想される。中小企業はその対応が必ずしも適切にできないことも考えられるため、適切なサポートができるようになりたい。

### ウ 執筆・広報活動

これまでの活動の成果をまとめた書籍の発刊、SDGsやビジネスと人権に関する動画や記事の作成などにより、さらなる情報発信の強化に取り組むたい。

\* 18 : [www.toben.or.jp/known/iinkai/chusho/pdf/sdgs\\_17jireishu.pdf](http://www.toben.or.jp/known/iinkai/chusho/pdf/sdgs_17jireishu.pdf)

\* 19 : <https://cs-lawyer.tokyo/feature/04.html>

## 第4

## 当センター全体の課題と今後の展望



中小企業法律支援センター 2014年度 本部長代行 相川 泰男 (41 期)

## 1 当センターの理念

「法の支配を社会の隅々にまで」との理念のもと、今日、法曹人口は増加し、社会の法的ニーズに対応できるインフラは整いつつあるが、他方で、社会の弁護士・弁護士業務に対する意識は必ずしも変化しておらず、ここにある意味の需給ギャップあるいはミスマッチが生じている可能性がある。特に、弁護士は縁遠いと思っている中小企業事業者は、法律問題が存在することに気づかず、あるいは気づいたとしても弁護士に相談しようとは思わず、結果として本来必要な法的サービスを受けないまま、深刻な結果に陥ることも少なくない。

このミスマッチは、インフラを整備しつつある私たち弁護士・弁護士会が自らの意識改革のもとで積極的に解消していかなければならず、当センターは、日本経済の根幹を担う中小企業支援の分野において、この10年間、事業者の身近な存在となるべくその活動に努めてきた。具体的には、①コンシェルジュ弁護士による適材弁護士紹介制度に代表される事業者のニーズに応える法的サービスの提供と、②他士業・関連団体・金融機関等との連携や広報を通じた事業者へのアウトリーチ活動による心理的・物理的アクセス障害の解消、そして③中小企業法務を扱う弁護士への様々な研修機会の提供を通じた専門的ニーズにも対応できる適材の養成等であり、それぞれ一定の成果をあげてきた。

「社会生活上の医師」としての役割を期待される私たちは、当センターの上記活動を通じて、個々の事業者にとってかかりつけ弁護士のような存在になることを志向しており、案件担当あるいはアウトリーチを契機として事業者の身近な存在となり、その後気軽に相談を受けるような関係を構築し、さらには顧問弁護士として事業者の経営課題にも寄り添う伴走者のような頼れる存在を目指している。

## 2 現状の課題

もっとも、課題も相応に存在している。すなわち上記①適材弁護士紹介制度については、利用者からのフィードバックは断片的なものになっていて、当該制度が真に利用者のニーズに応え満足のいくものになっているかは十分な検証ができていないし、ADR手続きなど事案に即した簡易迅速な紛争解決のインフラも十分に整備できていない。また、②アウトリーチ活動は、肝心の事業者自体へは必ずしも十分にリーチできておらず、事業者団体との関係も構築できていない。③研修機会の提供については、当センターの活動によって培った成果については、東弁会員全体へのフィードバックが十分とはいえず、また、当センターへの加入を希望する東弁会員に対しては定員の関係で十分に門戸を開けていない。

こうした顧客満足の向上、紛争解決インフラの整備、寄り添う伴走支援、支援弁護士の裾野の拡大など、検討・改善すべき課題は決して少なくない。

## 3 今後の展望

社会構造が大きく変化する中で、創業、廃業、事業再生、事業承継、働き方、国際化、IT、DX、SDGs、フリーランスやギグワーカー、生産性向上、ソーシャルイノベーションなど事業者が直面する課題は複雑・高度化し、事業者は、孤独なまま常時緊迫した経営判断を求められている。そして、これら経営課題に伴走する弁護士には、専門的知識とスキルの向上が必要とされるだけでなく、事業者の良き相談相手となるべく、法的素養を超えた経営感覚やコンサルティング能力も求められている。

当センターは、今後の10年に向けて、様々な課題を克服し、事業者の身近な存在から、経営の伴走者として身近で頼れる存在へと進化できるよう、一層の創意工夫と積極活動に努めなければならない。

東京弁護士会 前年度会長

## 伊井 和彦 会員

恒例のLIBRA 東弁前会長インタビューです。多様性重視など重要課題への取組みに始まり、安倍元首相の国葬反対声明に至る経緯、今後の当会の課題など、この1年を振り返っていただきました。「侃々諤々が当会の醍醐味、民主主義の醍醐味」との言葉が強く心に残りました。

聞き手・構成：坂 仁根，濱島 幸子



— 1年間の会長職、本当にお疲れさまでした。感想はいかがですか。

いろいろ大変なこともありましたけど、6人の副会長たちがみんな熱意を持ってやってくれて、1年間を乗り切ることができました。悔いはない、やれることはやった、という思いです。

— 一番心に残ったことは。

退任のあいさつをした後で多くの職員から、1年間いろいろ気遣ってくださってありがとうございました、当会の職員としてこれからも頑張りますという言葉を受けたことが、一番の喜びでした。職員たちが職場に誇りを持って元気に活動してくれないと、弁護士会の活動というのは成り立ちませんから。

あと、非常に楽しい執行部でした。副会長たちは個性豊かで、会務経験が豊富で、みんな侃々諤々の議論をするけど、きちんと最後はまとめることができる。彼らのおかげで1年間を過ごすことができたと思っています。

— 会長就任時に掲げられた課題の1番目が、「多様な人材が積極的に意思決定過程や活動に参加できるシステム」でした。なぜこれを一番最初の課題に挙げられたのでしょうか。

当会は今や9000名を超える日本で一番人数の多い弁護士会ですが、組織内弁護士もいますし、6割近くが弁護士歴15年未満の若い弁護士たちです。会員の執務環境も生活環境もそれぞれみんな違って、考え方や価値観が多様になっています。昔から弁護士はこうだという言い方をしてもまとまらないし、一方で若い会員から今はこうあるべきだと言われても、なかなか

伝統的な考え方を崩すこともできない。そのせめぎ合いの中で、弁護士会としてまとめていくことができるシステムが必要だと思っていました。

— 2022年度に構築された具体的なシステムにはどのようなものがありますか。

当会の重要な意思決定機関が常議員会ですが、家庭や仕事の事情で参加できない人も多い。そこでオンライン参加システムを作って実施できたことはよかったと思っています。委員会でも、オンラインによりむしろ多くの人が参加できるというメリットがありました。活動に参加しやすいシステムを継続的に作ることを心掛けていました。でも課題もあって、弁護士会の総会をオンラインでできるかという問題は、まだ検討すべき事項が多いと思います。

— 2番目の課題は「健全な財政規律」でした。どういう点に問題があったのでしょうか。

当会は委員会数がとても多く、やっている人権活動も他会を圧倒するくらい多い。一方で入会者数確保のため、当会も一弁、二弁にならない、会費の2000円減額を実現しないとイケない。そういう状況で、膨らみすぎた財政規模をどう抑えていくのかということが大きな課題でした。2019年度には各委員会の活動費を一律3割カットしましたし、人件費抑制のため職員に残業をさせないなど様々な方策を講じたうえで、今年の総会で2000円減額を実現しました。

2022年度は、法律相談の箱物費用を減らすため、立川法律相談センターを多摩支部会館に移転したり、

北千住法律相談センターも規模を縮小し、従来使用していた部分を賃貸に出すことによって収入を上げられるようにしました。また、当会には弁護士会の紹介で仕事をやった場合に納付金を納める制度があるのですが、結構たまっていた未収金を、例年よりも6000万円ぐらい多く回収しました。いくら経費を削減しても削減しきれものではないですから、収入を増やすことが今後の課題だと思います。

—— 3つ目の重要課題である「多様な会員の活躍を支える具体的な方策」について、どのような成果がありましたか。

2021年度から用意していたもので2022年度実現したものに、ハラスメント委員会の正式発足があります。弁護士の世界はセクハラだけでなくパワハラも、思っている以上にひどい。この業界にいい人材を集めるという意味で、一歩前進だろうと思っています。

それから、77歳以上の先進会員\*1の会費免除制度を、当然免除から申し出による免除に変更しました。会費に対する若い世代の負担感がある中で、先輩である先進会員の方々にどこまで何をお願いできるのかと考え、何とか総会決定に至りました。

また、どう考えても不公平だった制度は見直しました。例えば、団体推薦等による成年後見事件の弁護士会に対する納付金は、2023年4月以降、報酬額が25万3000円以下の事件については免除されることになりました（ただし、監督人は除きます）。

—— 会長声明についてお聞きします。安倍元首相の国葬反対声明では、「Twitter」上で空前の1万2000人以上の「いいね」が付きましました。なぜこのように反響が大きかったとお考えですか。

私が子供のころに吉田元首相の国葬というのがあって、各家庭は必ず半旗を掲げろとか、学校ではみんな黙とうしろとか、子供ながらあのときの雰囲気を知っているんで、安倍元首相の国葬には疑問を持っていました。

そういう中で、憲法問題対策センターから、やはり国葬に反対すべきじゃないのかという意見が上がってきました。当時は日弁連も、単位会も、態度を表明することに躊躇していました。その中で、火中の栗を誰も拾わないときは、それを拾いに行くのが当会の仕事だと思っていましたから、ハレーションが起きることは覚悟の上で、じゃあ出しましょうということになりました。

正直思った以上の反響でした。NHKの7時のニュースで当会のウェブサイトの画面が映されて、あの声明が

そのまま映されて、僕の名前まで出ちゃって。その後全国の単位会から20近くの反対声明が出て、反対の意見を言っているんだという世の中の雰囲気づくりにつながった気がします。

—— 理事会会では抗議や炎上などを危惧する声は上がらなかったのですか。

ありましたけど、それはしょうがないという話でやりました。会長や執行部をやっているらば、そういう批判をされるのも甘んじて受けないとはいけません。しかし、個人の事務所にも抗議が来たのは大変でしたね。

—— 今後の当会の課題は。

当会は全国最大の単位会で、今でも毎年200人ぐらい入ってきて、ますます巨大化していくことは間違いありません。そういう中で、初めに申し上げた多様性の尊重というのを、今後具体的にどこまで保っていけるのかということがあります。

また、弁護士会の使命についての認識をどこまで共有できるかということも、大きな課題だろうと思っています。若い世代の人たちは自分の仕事、自分の生活を中心に考えざるを得ず、どうしても弁護士会に対する関心が薄れていく。それでも弁護士会が社会から期待されている役割はあるので、それに持続的に応えていくためには、やっぱり若い世代に参加してもらわないといけない。

少人数の単位会の人と話していると、大変だ、大変だと言いながら、若手がいくつもの委員会を掛け持ちして頑張っている。その姿と見比べたときに、当会が今後、10年先にどのぐらいの人がこうやって会務をやってくれているのだろうかと考えます。僕らの世代が弁護士会の意義をきちんと次の世代に伝えていけるかというのが、ある意味当会の最大の課題かなと思います。

喫緊の課題としては、弁護士会館の防犯体制があります。昨年、会館の爆破予告があって、一度は会館を閉鎖しました。本来市民に開かれた場所である弁護士会館の防犯体制をどうするか、当会だけではなく、日弁連を含めた4会で考えていくべき問題だと思います。

—— 実際のお仕事ぶりをお聞きしたいのですが、弁護士会での毎日の執務時間はどれぐらいなのでしょう。

朝8時半から夜の9時ぐらいまでです。副会長の中には、会館に泊まり込んで仕事をしていた人もいましたけど。

\*1：在会50年以上の会員及び77歳に達し、かつ、在会通算20年以上の会員

—— 弁護士としての仕事と会長としての仕事の両立は可能だったのですか。

以前から、自分の仕事もやりながら副会長をするようでない副会長のなり手がなくなるといことは言われていまして、2022年度の副会長たちもほとんどは、会務の時間を取られながらも自分の仕事や裁判等に出掛けていました。僕は事務所の事件の8割方はパートナーの弁護士にお願いをしましたけど、個人的なつながりの依頼者の事件は、引き続き4件ほどやりました。

—— 会長職では、どのようなときに一番やりがいを感じられましたか。

理事者会で担当副会長から説明を受ける。その中でいろいろ質問をする。結構、激論を交わしながら、最後に話がまとまって、じゃあ、これで行こうという形で覚悟を決め、腹をくくって発表する。それ自体がやりがいのある仕事だと思いました。批判を受けるのも当然その仕事のうちです。

—— 逆に、ストレスはありましたか。

例えば会長声明ですが、委員会は長年にわたっていろいろな問題意識をもって検討してきた意見を出してきます。しかし、我々から見ると、あまりにも表現が過激すぎる、専門的すぎると感じてしまうこともあるんです。委員会からすれば、1年しか任期のない理事者が勝手なことを言っているということで、議論になることは結構多かったです。最終的には民主主義の中で決めていくしかないのですが、やはりお互いの言い分があるものですから、調整にはある意味ストレスがかかる面がありました。

—— ほかの単位会と比べたときの当会の魅力というのがありますか。

何か物事を決めるとき、いつも侃々諤々の議論をする。ほかの会では議論をしても小グループ同士ですけど、当会みたいに何百人の団体（会派）がぶつかるなんてことはめったにないことで、そのこと自体が当会の醍醐味、民主主義の醍醐味だと思います。

—— 弁護士になられたきっかけは何ですか。

僕らの青春時代って1970年代で、いわゆるフォークソングとかがはやっていたところで、何よりもまず自由でいたいという思いが強かった。それでいて、やっぱり社会の役に立ちたいという漠然とした思いがあって、そうすると必然的に、あんまり企業に就職するという発想にならなくて、何か資格を取ってということになり

ますよね。そういう中でやっぱり司法の世界というのが、一番興味深かったんです。

—— 弁護士になって、どのように弁護士会と関わってきたのでしょうか。

自分が弁護士になって初めて委員会とかを見たわけですけど、そのころから激しく議論をしている人がいたし、そういうのが全然嫌いじゃなかったんです。こんな面白い議論をしているのかと思って入っていった部分があり、それからのめり込んでいったというのが正直なところですよ。

まず先輩の弁護士の話を聞くのが面白かった。事務所の中にとボスと僕の2人だけでしたけど、外に行くと同期とか先輩の話とかを聞いていると、あ、全然違うな、こういう考え方もある、こんな仕事もあるんだ、と。そして当会に来てみたら、こんな委員会こんなことをやっているんだみたいのがあって、とても興味深かったんです。弁護士ってみんなおしゃべりだから、聞いてもないのに自分の失敗談とか平気で話してくれし、それもまたすごく糧になりました。

—— 若い弁護士たちへのメッセージをお願いします。

確かに僕のように最初から委員会とかに出ている人間もいるけど、それよりもまず自分の仕事を確立することが第一なのは間違いないです。でも、弁護士って孤独な仕事だから、自分のやり方が本当に正しいのか分からないときがあります。そのときにいろいろなところに出掛けて、ほかの弁護士の話を聞いたりするのはとてもためになります。逆にそれをしないと、何が弁護士にとって良いことか悪いことかの区別がだんだん分からなくなってきて、非弁屋に狙われたりします。つながりを持つ努力をしてほしい。仕事が忙しかったら、まず同期の集まりだけでもいいから出掛けていくことですよ。その上で余裕があれば、弁護士会とかに参加してきてくれればいい。

弁護士にとって一番重要なのは、自由であることです。自分が自由だということを自覚して、その中でつながりをつくってあげたいと思います。

—— 今日はありがとうございました。

#### プロフィール いい・かずひこ

1985年修習終了(37期)

東京弁護士会副会長(2007年)、法曹養成制度改革実現協議会議長(2013年~2015年)、司法改革総合センター委員長代行(2011年)、憲法問題対策センター委員長代行(2015年~2016年)、日本弁護士連合会副会長(2022年)

## 活力ある東京弁護士会へ

副会長 近藤 健太 (48期)

主な担当業務：資格審査、懲戒、綱紀、総会、常議員会、総務、人事、入退会、司法協議会、選挙管理、市民窓口、職員人事・労務関係、人権賞、不服審査、健保組合、東弁協、国民年金等



### 久々の会務

私は、2016年1月までは、厚生委員会、広報委員会、弁護士研修センター運営委員会、司法改革総合センターなど、当会の会務活動に積極的に関与して参りました。ただ、2016年2月から2年8か月間、日本弁護士連合会事務次長を務めた上、2019年1月から3年9か月間、文部科学省・原子力損害賠償紛争解決センターに勤務していたため、7年以上もの間、当会会務から離れておりました。

今回、久々に当会会務に携わることとなりましたが、1か月以上経過した現段階においても、当会が様変わりしていることに対応できておりません。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で委員会運営や業務の方法が変わっている事情もありますが、会員数9000名を突破した当会が年々変容してきていることを実感しております。

目下、7年の空白を埋めるべく、日々業務に邁進しているところです。

### レインボーレンジャー？

本年度役員は、45期の松田会長をトップに、48期の私、50期の副会長3名、51期の副会長2名、50期の監事1名、53期の監事1名で構成されています。もはや40期台の副会長は絶滅危惧種、これからは50期台・60期台の副会長・監事が中心となって活躍されることと思います。

本年度、山本副会長の発案で各メンバーのイメージカラーを決めました。松田会長はレッド、私はイエロー、黒崎副会長はインディゴブルー、山下副会長はバイオレット、山本副会長はグリーン、鈴木副会長はオレンジ、島副会長はブルーです。監事のお二人も、遠藤監事は

スカイブルー、坪監事はターコイズと決まり、執行部を彩っています。

この多彩なカラーはダイバーシティ&インクルージョンを標榜する松田執行部の象徴。多士済々のメンバーが彩り豊かに多方面で活躍すべく、早速、各自のカラー（ネクタイやスカーフ）を身に付けてあいさつ回りや各種行事に臨んでいます。

### 引き続きのお願い

本年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に引き下げられました。この原稿を書いている時点で、すでに当会執務室内でのマスク着用は任意となり、パーティションも窓口カウンターを除いて徐々に撤去されつつあります。

3年以上もの長いトンネルをようやく抜けつつある状況ですが、5月8日をもってウイルスが突如変容したのではなく、まだまだ完全な終息に至ったわけではありません。報道によれば、新型コロナ第9波の到来も危惧され、引き続き、高齢者や基礎疾患がある方への感染防止対策を継続する必要があることとされております。

そこで、当会としては、5階会議室や4階面談室の利用については従前の扱いに戻す一方、受付窓口・電話での対応や図書館開館時間については、当面の間、時間を短縮した状態を継続させていただきたいと考えております。また、委員会活動も完全オンライン方式やハイブリッド方式（パソコン持参型）が定着して参りましたところ、事務局の負担軽減の意味からもこの運用を継続したいと考えております。

今後とも、感染症拡大に充分注意しつつ、可能な限り活力ある当会の活動を取り戻して参りたいと思います。

ご理解・ご協力、よろしくお願い致します。

## 大阪弁護士会司法改革検証・推進本部との2022年度意見交換会報告

司法改革総合センター事務局長 長井 真之 (55 期)

### 1 はじめに

去る2023年3月11日、当会の司法改革総合センター（以下「当会司改センター」という）は、大阪弁護士会司法改革検証・推進本部（以下「大阪司法改革本部」という）との間で、恒例の意見交換会を実施した。この意見交換会は、司法制度改革について議論する1998年度から続く歴史ある会であるというだけでなく、例年、両弁護士会の現執行部と次年度執行部も参加し、執行部同士の顔合わせや交流をも目的とした重要な会合である。新型コロナウイルス感染症の影響から、2019年度の開催は見送られ、また、2020年度と2021年度はいずれも完全オンラインでの開催となったが、2022年度は、4年ぶりにリアルでの開催（オンラインとの併催）を果たすことができ、両会合わせてオンラインを含め63名の参加を得て行われた。



### 2 当会司改センター報告・討論

当会司改センターは、「東京都市部における司法アクセスの現状」をテーマとして、概要次のような報告を行った。

#### (1) 総論「東京23区の司法アクセスについて」

当会司改センターの地域司法計画WGの位置づけとこれまでの取組み、2010年に策定された地域司法計画が改訂されていないこと、東京23区における司法アクセスをめぐる当会の状況や同WGの問題意識等について紹介を行った。東京都市部において、ライフスタイルが多様化し、また、人間関係が密接ではなく、格差や孤立が広がっているとき



れる中で、また、インターネットやSNSを通じて法的サービスの提供がなされることもある昨今、市民の法的ニーズがどの程度充足されているのかの把握が困難になっていることから、この問題に対して弁護士会がどのように取り組んでいくべきかについても再検討が必要となっている旨などが報告された。

#### (2) 報告「民事法律扶助制度と司法アクセス」について

法テラス東京地方事務所副所長である亀井時子会員より、法律扶助の沿革、法律扶助の目的・役割や実績に加え、司法アクセス拡充のための課題等について、報告をいただいた。高齢者・障害者等、生活困窮者及び若年者（孤独、引きこもり）について都会における司法過疎が生じており、また、支援者たるべき行政福祉職員が公的に相談する機関がないなどの指摘を含め、法律扶助の第一人者による大変示唆に富む報告であった。また、大阪弁護士会の参加者からも有益なコメントがあった。

#### (3) 報告「国際比較の視点からみた東京における法律扶助制度の現状と課題」について

2022年7月の夏期合同研究分科会において埼玉弁護士会の池永知樹弁護士を招いて開催した講演の概要を報告した。アメリカの大都市弁護士業界と比較した東京の弁護士業界の構造に関する報告や、他国との比較における東京の法律扶助制度の課題の指摘は、参加者が日本の法律扶助制度の今後を考える上で参考になったものと思われる。





#### (4) 報告「東京の地域司法計画の改定に向けて」について

2010年に策定された東京23区の地域司法計画で記載されていたデータ項目のうち、今日でも意味があると思われる項目（弁護士の数・法律事務所の所在、裁判所の新受件数、法律相談センター・公設事務所・法テラスなどの変遷や件数の推移、その他のADRなどの司法アクセスなど）の推移について、多くのアップデートしたデータ資料とともに報告を行った。また、多摩支部の現状についても当会多摩支部の参加者より報告を行った。大阪弁護士会の参加者からも、ウェブサイトによる法律相談予約の仕組みなどが紹介された。

### 3 大阪司法改革本部 報告・討論

大阪司法改革本部からは、「刑事再審法改正への取組み／弁護士任官等の推進—20年の歩み—」をテーマとして、概要次のような報告が行われ、それらに関する意見交換が行われた。

#### (1) 「刑事再審法改正への取組み」について

刑事再審法の必要性、それに対応する日弁連の動きや大阪弁護士会の取組み等が、実際の再審事件の弁護団に参加する弁護士の知見も交えて報告された。この問題の第一線で活躍する弁護士からの報告は、日野町事件の第二次再審請求に対する大阪高裁の再審開始を維持する決定の直後で



あり、かつ、袴田事件の第二次再審請求において東京高裁が再審開始の可否を決定する予定日の直前という、非常に時機を得た、また、臨場感溢れる報告であり、当会からの参加者も惹き込まれるように聴き入っていた。

#### (2) 「弁護士任官等の推進—20年の歩み—」について

弁護士任官の現状と課題について、弁護士任官が推進されてきた歴史や経緯も含めて、報告された。また、弁護士の任官の実態について、弁護士任官経験者からの報告もあり、貴重な機会となった。大阪においては、常勤の弁護士任官が低調であり、非常勤の弁護士任官（民事調停官が家事調停官）についても思うように拡大していない旨の報告であったが、当会の参加者からは、東京では非常勤の弁護士任官は好調である旨のコメントが出されていた。活発な議論の末に、常勤の弁護士任官の拡大のためには、最高裁との協議により制度的課題を解決していく必要があることについて、両会の参加者ともに共通認識が形成されたように思われ、有益な議論の機会となった。



### 4 まとめ

今回の意見交換会も両会から重要な課題についての充実した報告がなされ、双方の参加者にとって貴重な機会となったように思われる。ただ、当会司改センターの報告においては、報告部分に時間を使い過ぎてしまったために大阪弁護士会との意見交換に十分な時間が取れなかったことが反省点である。4年ぶりのリアルでの、大阪弁護士会館での開催にあたっては、新旧執行部を含め当会会員から多数の参加をいただき、また、大阪司法改革本部には懇親会を含め会場準備等に多大なるご尽力をいただいた。改めてここで謝意を表したい。2023年度は東京での開催となるが、引き続き、リアルでの活発かつ有意義な議論・懇親・交流の場となるよう、開催準備を怠りなく進めたいと思う次第である。

## シンポジウム「再審法改正の実現に向けて」

再審法改正実現本部本部長代行 河井 匡秀 (49 期)

1 えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。そして、再審はえん罪被害者を救済する最終手段である。

刑訴法第4編「再審」(以下「再審法」という)は、500を超える刑訴法の条文の中でわずか19条しか存在せず、現行刑訴法が施行されて70年を経た今なお、何ら改正されることなく現在に至っている。

日弁連は、2019年10月の人権擁護大会(徳島)において「えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議」を採択し、2022年6月に再審法改正実現本部を設置し、2023年2月に「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」を取りまとめ、法務大臣、衆議院議長及び参議院議長に提出した。

また、同月27日に、大阪高裁は「日野町事件」で再審開始を認める決定を行い、同年3月13日には、東京高裁が「袴田事件」で再審開始を認める決定を行った。

2 これらを受けて、当会は、本年3月18日、「再審法改正実現シンポジウム—再審法改正の実現に向けて—」を、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会とともに主催し、日弁連と共催して開催した。

第1部として、鴨志田祐美弁護士(京都弁護士会、大崎事件弁護団、日弁連再審法改正実現本部本部長代行)の基調講演が行われた。再審法改正の必要性、とりわけ、①再審請求手



基調講演

続における全面的な証拠開示の制度化、②再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止が必要であることを、非常に熱意を持って、大変分かりやすく説明いただいた。

第2部として、鴨志田弁護士、水野智幸弁護士(第一東京弁護士会、元裁判官、法政大学法科大学院教授、袴田事件弁護団、日弁連再審法改正実現本部委員)、神山啓史弁護士(第二東京弁護士会、足利事件弁護団、東電女性社員殺害事件弁護団、名張事件弁護団)をパネリスト、泉澤章弁護士(東京弁護士会、足利事件弁護団、日弁連再審法改正実現本部事務局次長)をコーディネーターに迎え、パネルディスカッションが行われた。再審事件の弁護活動の苦労や実情、再審事件の審理の実態、そしてこれらに基づく再審法改正の必要性について、パネリストの豊富なご経験等に基づき活発な意見交換が行われた。

また、会場からは、村山浩昭弁護士(東京弁護士会、静岡地裁で袴田事件の再審開始決定を出した元裁判長)、根本渉弁護士(第一東京弁護士会、福岡高裁宮崎支部で大崎事件の再審開始を認める決定を出した元裁判長)からご発言をいただき、元裁判官の立場からも再審法改正が必要であることを述べられた。袴田ひで子氏(袴田巖氏の姉)からはビデオレターをいただき、袴田事件の再審開始の確定、再審無罪判決に向けて、あらためて支援を訴えられた。

本シンポジウムには、150名以上(会場参加70名、オンライン参加81名)が参加し、再審法改正の早期実現の必要性が確認された。

3 当会は、本年4月から再審法改正実現本部を設置し、再審法改正の実現に向けた活動を開始している。また、本年5月の当会定期総会において、「えん罪被害者を速やかに救済するための再審法改正の実現を求める決議」を採択した。

再審についての社会の関心はかつてない程に高まっており、再審法改正を実現するには、今を置いてほかにない。

本シンポジウムの成果も踏まえて、日弁連とも連携し、今後も当会として再審法改正の実現に向けて努力していきたいと思っている。

## 東京三弁護士会成年後見制度 20 周年記念シンポジウム ～より良い後見制度を目指して～

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員 田中 朝美 (64 期)



### YouTubeで動画を配信中

成年後見制度の運用開始から20年余りが経つ現在、民法改正を含む制度見直しの検討が進められています。

東京三弁護士会では、日本弁護士連合会共催「東京三弁護士会成年後見制度20周年記念シンポジウム～より良い後見制度を目指して～」を企画し、本年3月に撮影した動画をYouTubeで配信しています。現在の議論状況を整理すると共に、迷い悩みながら後見業務を担って下さっている当会会員を含む弁護士全体の参考となるような内容です。

### シンポジウムの概要

新潟大学の上山泰教授による基調講演(約60分間)では、2022年策定の第二期成年後見制度利用促進基本計画が示す制度改正の方向性を整理していただきました。公益社団法人商事法務研究会が主催する成年後見制度の在り方に関する研究会のメンバーとして、民法改正に向けた論点の洗い出しと検討を行っている立場からの分かりやすい解説です。

「これからの成年後見制度と弁護士が果たすべき役割」をテーマとしたパネルディスカッション(約100分間)では、上山教授による指摘や解説、困難事案を多く見てきた東京都の小澤耕平氏や社会福祉士の星野美子氏から弁護士に向けたご意見などが率直に語られています。当会会員にもご協力いただいたアンケートの回答に表れた弁護士後見人の悩みや工夫などを踏まえた企画です。自治体などの関係機関での助言にも多く関わる弁護士がコーディネーターやパネリスト

に加わり、「弁護士後見人は必要か」「弁護士後見人と意思決定支援」「弁護士後見人の柔軟な交代・見直し」「弁護士後見人の減少と対策」など、具体的な実情に踏み込んだ議論をしています。

### 当会会員へおすすめしたいポイント

本シンポジウムの動画は、論文を読むよりも格段に分かりやすく、弁護士に向けた内容として作成されています。成年後見制度に弁護士がどのように関わっていくべきなのか、様々な考え方がありますが、本シンポジウムの動画視聴をした後は、やはり弁護士が「頼りにされている」存在だと実感し、今後の実務に活かすヒントを見つけることができるはずです。

総合的な権利擁護支援策の充実に向けた制度見直しの議論では、適切な時期に必要な範囲・期間で利用する制度の導入、後見の開始要件・終了事由の見直し、成年保護特別代理人制度の創設など、多くの論点が出ています。後見人として活動している会員に限らず、多くの会員に本シンポジウムの動画を見ていただき、今後の参考としていただければ幸いです。

### 自由度の高い視聴方法

申込不要なYouTube配信の形式をとっていますので、オアシス指定研修ではありませんが、いつでも自由に聞きたい部分だけ視聴することが可能です。倍速再生やスロー再生など、再生速度も自由です。全文の字幕を表示していますので音声なしで見ていただくことも、資料だけダウンロードすることも可能です。配信期間は約半年間、本年12月末まで配信の予定です。お見逃しのないよう、是非ご視聴ください。



ご視聴は以下のURLか二次元コードから  
<https://www.youtube.com/watch?v=KMj-cQH0ws8>



## 第20回 人権救済と再審支援申立

人権擁護委員会副委員長 大辻 寛人 (59期)

## 1 袴田事件の再審開始 (東京高裁による即時抗告棄却決定)

1966年6月30日、静岡県清水市の味噌製造会社の専務宅で火災が発生して家屋がほぼ全焼し、鎮火後、専務とその家族合計4名が遺体で発見された。当時この会社の従業員であった袴田巖さんは、同年8月18日、この事件の被疑者として逮捕され、その後、住居侵入、強盗殺人、放火の罪で起訴され、1968年に静岡地方裁判所で死刑判決、1976年に控訴棄却、1980年に上告が棄却され、死刑判決が確定した。

その後、袴田さんは、第1次再審請求を行ったが認められず、2008年に行った第2次再審請求で、静岡地方裁判所は、2014年3月27日、再審開始を決定し、釈放された。逮捕から50年近い月日が経過していた。

この再審開始決定は、検察官が即時抗告を行った東京高等裁判所によって取り消されたが、弁護側が特別抗告を行い、最高裁判所は、高裁決定を取り消し、本件を東京高等裁判所に差し戻す旨の決定をした。

そして、2023年3月13日、東京高等裁判所は、検察官の即時抗告を棄却し、検察官は特別抗告を断念した。これにより、袴田さんの再審は、ようやく開始されることとなった。

逮捕当時30歳だった袴田さんは、現在、87歳である。

## 2 人権救済活動としての再審支援

袴田事件に代表されるように、冤罪事件は、無辜の市民に犯罪者とのレッテルを貼り、ときには身体の自由や生命、人生を奪う、国家による最大の人権侵害の一つである。

このように、冤罪事件とは、まさしく人権侵害そのものであり、人権問題として重要なテーマであったことから、人権擁護委員会では、2010年より、冤罪を訴える方々からの再審支援の申立てを受け付けることとし、これを専門に処理する特別部会である再審部会（現在は6部会）を発足させた。

再審部会（6部会）の発足以後、当会では、年間10件弱の再審支援申立てを受理している。

現在のところ、再審支援を行うことになった事例はないが、再審支援の申立てに対し、再審部会（6部会）では、申立人や弁護人から確定判決や刑事訴訟記録の提供を受けたり、刑事確定記録の謄写を行ったりしてこれらを精査し、新証拠の存在や取得可能性等、再審開始事由の有無を検討するなど、再審支援に向けた活動を日々行っている。

## 3 冤罪救済に向けた弁護士会の取り組み

現在の刑事訴訟法には、再審に関する規定はわずか19か条しかない。

再審請求における証拠開示については規定が存在せず、裁判所の裁量によって運用されている。また、再審開始決定に対し検察官による異議申し立て（即時抗告や特別抗告）を許容していることから、再審請求手続の長期化を招いている。

このような状況を打破すべく、日本弁護士連合会では、再審法改正全国キャラバンを実施し、その一環として、東京三弁護士会においても、2023年3月18日、再審法改正実現シンポジウムが開催された。

当会においても、再審法改正に向け新たな委員会（再審法改正実現本部）が発足し、冤罪救済に向けた取り組みがいよいよ活発化しているといえる。

# 経験者に聞く弁護士任官

～ 弁護士任官制度20周年を迎えて～

## 第1回

弁護士から裁判官へ、そして19年を経て再び弁護士へ  
(今改めて考える弁護士任官の意義と常勤裁判官の魅力について)

元東京高等裁判所部総括判事・会員 北澤 純一 (39期)

※本文は、2022年10月5日に開催された当会主催の「退官慰労講演会」における北澤純一会員の講演内容の一部を要約したものです。

## 1 はじめに

2022年6月をもって、2003年10月に弁護士任官して以来19年近く続けてきた裁判官を定年退官し、当会に再登録いたしました。いろいろ思い出深いところもありますが、裁判官を退官した今、弁護士任官の意義について、また常勤裁判官の魅力について、改めてお話ししたいと思います。

## 2 弁護士任官の意義

(民事司法の現状からみた常勤任官者の必要性)

### (1) 危うさを抱えた民事司法の現状

今、裁判官と弁護士が手を携えてつくってきた裁判所中心の民事司法が危うい時期に差し掛かっている気がします。地裁及び高裁では2013年頃から民事事件数が減少傾向にあります。過払い事件が減った影響だとする見方もありますが、個人的にはそうとばかりは言い切れないように感じています。訴訟遅延の問題も然りです。刑事司法は、裁判員裁判を導入して、国民のためにわかりやすい裁判を実現しようと法曹三者が協力し合ったことで一気に身近になった感がありますが、裁判官と弁護士が主導してきた民事司法では、潜在的な利用者に対する働き掛けが十分ではなかったように思えてなりません。現在、裁判手続のIT化が進行中ですが、誰のために、どのようにすれば民事司法の利用が促進するのか、真剣に考えて取り組む必要があると思います。

### (2) 取組みの活力源となる弁護士任官者

民事司法の原点は何でしょうか。公正公平な裁判

が行われることは当然ですが、手続全体を通じて当事者の気持ちの置きどころを探す必要があると思います。

しかし、裁判官の中には、当事者の言葉を割と簡単に真に受けてしまう方や、逆に、裏付け証拠がない限り信用しないという方もいます。事程左様に、経験や想像力が乏しいと、当事者の気持ちを的確に推量すること自体がまず難しいのです。判断権者である裁判官が自己反省に立って取り組まないと、こうした事態はなかなか改善されません。

代理人弁護士として当事者と直接向き合うことで対応の難しさを経験してきた方は、おそらく自然に当事者の気持ちの置きどころを探ろうとすることでしょう。こうした方が常勤裁判官となれば、民事司法の改善に向けた諸所の取組場面において力を発揮することができるとし、貴重な活力源として大いに期待されると思います。

## 3 常勤裁判官の魅力

### (1) 裁判所の配慮

裁判所では、弁護士任官者を判事として育成するための配慮が十分なされています。

最初の勤務地が地裁、高裁のいずれであっても、面倒見が良い優れた部総括判事の下に配属され、教えを受けます。また、任官1年前後には、司法研修所で弁護士任官者実務研究会が行われますし、そのカリキュラムの中では、先輩弁護士任官者を交えた「弁護士と裁判官の間」という座談会も行われます。

むやみに不安を抱く必要はありません。なお、コロナ禍以前は、弁護士任官者同士の自主的な交流や情報交換が盛んに行われていました。これらを復活させていくことが望まれます。

## (2) 仕事からみた常勤裁判官の魅力

まず、判決を書く、これが常勤裁判官の仕事の基本です。しかも、書けるようになればなったで、更に良い判決を目指すための道程が待っています。

しかし、努力は必ず報われます。私は、地家裁支部時代の夏季休任期間中に、刑事の否認事件の判決を集め、徹底的に読み込んで、自分に一番しっくりくる事実認定（説示）の仕方について自己研さんを積みました。自らの成長度合いを感じとることは、幾つになっても大切です。素材には事欠きませんから、やり方次第で力は伸びます。また、高裁の陪席時代に一件記録が保管用ロッカー一杯に詰まった事件を担当したことで、どんなに記録が厚い事件がきても判決を書いていけるという自信が付きました。やればできるという喜びを得ることは、精神的な強さにつながります。

次に、合議です。裁判官は、弁護士とは異なり、結論を決め打ちせずによく考え抜く姿勢が要求されます。合議の中で、自身の見解について問題点を指摘されて考え直し、更にまた考えるという過程を繰り返すことで、考え抜く姿勢が鍛えられていきます。必然的に単独事件の処理も上手くなっていきます。合議体の一員として裁判事務を行うことによって、

常勤裁判官の醍醐味が感じられることでしょう。

さらに、部総括になると、チームである「部」の運営（マネジメント）が大きな仕事となります。地家裁では、裁判長として合議事件を主宰する一方で、単独事件を処理しながら、部全体をみて陪席裁判官を育成していくこととなります。これに加えて、高裁では、次代を担う部総括候補者の育成やノウハウの伝承という仕事も重要になってきます。こうした努力の結果、部全体で取り組んだ仕事の成果が判決となり、和解となっていくのです。その達成感や満足感ひとしおは一人です。

## 4 おわりに

裁判官は、他人の権利義務関係を決めなければならない重い責任を負っています。その責任に耐えてこそ周囲が尊敬してくれるのです。弁護士時代に得た知識や培った経験を生かすことができますし、経験したことがない新しい問題に向き合う際も、解決に向けて真摯に努力する中で、勉強したことが自然と身に付いていきます。こうしたことによる精神的満足感は誠に得難いものなのです。

志がある方はぜひ常勤裁判官への任官を考えてみてください。そして、首尾よく希望が叶われたあかつきには、初心を大切にしながら、キャリア裁判官に良い影響を与えてください。そうしていただくことで民事司法全体が良い方向に進んでいくと信じています。

---

### 【弁護士任官推進委員会からのお知らせ】

最高裁判所と日本弁護士連合会との間の協議結果である「弁護士任官等に関する協議の取りまとめ」（2001年12月7日）に基づき日本弁護士連合会の推薦手続を経て弁護士から判事又は判事補（常勤裁判官）に任官する弁護士任官制度は、2023年4月で20周年を迎えました。2003年4月以降の推薦者数は134名（うち当会会員32名）、任官者数は68名（うち当会会員18名）となっております。

弁護士任官の基準や手続などにつきましては、当会及び日弁連の会員サイトにて確認することができるほか、2023年9月6日（水）午後3時～午後5時、弁護士会館12階「講堂」にて、裁判所及び法務省から担当者をお招きして、関東弁護士会連合会・東京三弁護士会共催の「弁護士任官に関する説明会」が開催されますので、弁護士任官に興味のある方は是非ご参加ください。また、弁護士任官に関する不明点や疑問点があれば、下記へご連絡ください。

問い合わせ先

東京弁護士会総務課：電話03-3581-2204

## 憲法判例ができるまで ～判決文に書かれない弁護士の努力と工夫～

### 第8回 一審無罪後の控訴審における被告人勾留 ～東電女性社員殺人事件～

会員 佃 克彦 (45期)

1 この事件は、1997年に、東京都渋谷区のアパートの空室で東京電力勤務の女性社員が死体で発見された事件である。

この件では、現場の隣のマンションに住むネパール人男性ゴビンダ・プラサド・マイナリ氏が逮捕・起訴された。

現場に遺留されたコンドーム内の精液がマイナリ氏のDNA型と一致したこと等が嫌疑の根拠である。

しかし、遺留されたコンドームは、マイナリ氏によれば、同氏が別の機会にその空室で当該女性と性交をした際にトイレに投棄したものであり、したがってマイナリ氏の犯人性を示すものではない。

かくして、遺留された精液が、事件当日のものか否か等がこの事件の争点となった。

一審の東京地裁は、2000年4月14日、現場の精液は事件前から放置されていた可能性が高い等として、マイナリ氏に無罪を言い渡した\*1。

2 さて問題はここからである。

無罪判決後、オーバーステイの状態であったマイナリ氏は直ちに東京入管に収容され、母国への退去強制を待つばかりの身となった。

我われ弁護士は直ちにマイナリ氏に航空券を差し入れ、ネパール大使館も、彼のために必要書類を異例の早さで準備し、かくして週明けの4月18日には、マイナリ氏はいつでも帰国できる状態となった。

他方、検察側は、無罪判決に対し控訴をする一方で、無罪のマイナリ氏の勾留を裁判所に求め、それに呼応するように入管も、マイナリ氏の退去

強制手続をなかなか進めなかった。

法務検察側のこのような動きに対し、無罪判決を出した一審の東京地裁は検察側からの勾留の求めに応じなかったが、控訴審の係属部である東京高裁第4刑事部は、5月1日に地裁から一件記録を受け取ると、その翌日には“勾留質問を行なう”旨の連絡を我われに寄こし、連休明けの同月8日に勾留質問を実施して同日中にマイナリ氏を勾留した。

いうまでもなく、無罪判決の告知があると勾留状は失効する（刑訴法345条）。

それにも拘わらず、一件記録を受け取った翌日に勾留質問の実施を決め、勾留質問を終えるや直ちに勾留を決定した控訴審の係属部の判断は、法のかかる規定を実質的に空文化するものにはかならない。

3 我われは、かかる勾留決定に対し異議を申し立て、東京高裁第5刑事部からこれを棄却された後\*2、最高裁に特別抗告をしたが、最高裁は、「第一審裁判所が犯罪の証明がないことを理由として無罪の判決を言い渡した場合であっても、控訴審裁判所は、記録等の調査により、右無罪判決の理由の検討を経た上でもなお罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、勾留の理由があり、かつ、控訴審における適正、迅速な審理のためにも勾留の必要性があると認める限り、その審理の段階を問わず、被告人を勾留することができ〔る〕」

として原決定を是認し\*3、結局マイナリ氏は、無

\*1：東京地方裁判所平成12年4月14日判決（判例タイムズ1029号120頁）。

\*2：東京高等裁判所平成12年5月19日決定（判例タイムズ1032号298頁）。

\*3：最高裁判所第1小法廷平成12年6月27日決定（刑集54巻5号461頁）。

罪判決を受けたにも拘わらずそのまま勾留された（ただしこの決定には2名の反対意見があり、原決定を是認する結論は3対2の僅差であった）。

**4** この決定の後の実務の流れを見ると、一審で無罪判決を受けた外国人がその後なお勾留される事態が頻繁に起きている。

仮に被告人が日本人であれば、無罪判決後にさらに勾留されるという事態は通常起こりえないのであり、かかる“無罪勾留”の事態は、外国人に対し殊更に発生している不利益であるといわざるを得ない。

その後の事件で最高裁\*4は、「被告人が無罪判決を受けた場合においては、同法60条1項にいう『被告人が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由』の有無の判断は、無罪判決の存在を十分に踏まえて慎重になされなければならない。嫌疑の程度としては、第1審段階におけるものよりも強いものが要求される」として、無罪判決後なお勾留する場合に「強い」嫌疑を要求し、勾留を可能とする範囲を限定する解釈を見せているが、個別の事件の判断において嫌疑の強さが慎重に検討される保障はない。

**5** さて、かくして強引にマイナリ氏を“無罪勾留”した東京高裁はマイナリ氏に対し、無期懲役の逆転有罪判決を言い渡した\*5。

その後この有罪判決は最高裁で確定し、これに対して我われは再審請求をした。

その再審請求審では、被害者の膾内に残されて

いた精液のDNA型が、現場のアパートの部屋に落ちていた第三者の陰毛のDNA型と一致したことが明らかになり、また、被害者の爪からもこの“第三者”と矛盾しないDNA型が確認され、これらの証拠から、マイナリ氏ではないその“第三者”が真犯人であることが明らかになった。

これらの証拠により再審開始が決定され、再審公判では検察官は「無罪」の意見を述べて有罪立証を放棄し、晴れてマイナリ氏は再審無罪となった\*6。

**6** つまり結局、当初の一審の無罪判決が正しく、その後の高裁の勾留決定も有罪判決も間違いだったということである。

本件の場合、マイナリ氏の無罪を証する客観証拠（DNA型鑑定結果）があったからマイナリ氏は最終的には無罪判決を勝ち取ったが、本件の東京高裁のようなおかしな判断が一度出ると、それを正すには膨大なエネルギーと時間がかかるのである。

また本件の場合、再審請求審の段階で既にマイナリ氏の無実が明らかになっていたため、再審公判は既定の儀式のようなものであった。しかしこれは翻って考えるに、再審請求審においてそこまで“無実”の手堅い証拠が出てこない限り再審の門が開かないことを示しているともいえるのであり、再審の制度と運用の改善の必要性を示しているといえる。

マイナリ氏の件は、さまざまな角度から、人権上の問題を提起しているのである。

\* 4：最高裁判所第3小法廷平成19年12月13日決定（刑集61巻9号843頁）。

\* 5：東京高等裁判所平成12年12月22日判決（判例タイムズ1050号83頁、判例時報1737号3頁）。

\* 6：東京高等裁判所平成24年11月7日判決（判例タイムズ1400号372頁）。



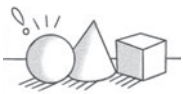
# 東弁今昔物語 ～150周年を目指して～

## 第18回 陪審制度

司法改革総合センター幹事・東京弁護士会歴史研究会 池浦 慧 (66期)

- 1 刑事裁判に陪審制度を採り入れた陪審法は、大正12年3月に帝国議会において成立し、昭和3年10月1日から施行されました。もっとも、陪審法が成立するまでには紆余曲折があり、法案の成立に反対する意見も少なくなかったようです。
- 2 日本弁護士協会において初めて公式に陪審制度に関する議論がなされたのは、明治33年のことでした。この年、日本弁護士協会の評議員会は例会における議題のひとつとして「陪審制度ヲ設クルノ件」を掲げ、三好退蔵らから陪審制度の推進が提案されました。もっとも、陪審制度に関する議論がすぐに深まることはなく、明治42年12月に至って、ようやく日本弁護士協会の臨時大会において陪審制度の推進が決議されました。
- 3 日本弁護士協会の決議からおよそ10年後の大正8年7月、平民宰相と呼ばれた原敬が率いた内閣は陪審法の制定を目指しました。しかし、この時点でもいわゆる在朝法曹（裁判官及び検察官）はこぞって陪審法の制定に反対であり、実現はほとんど不可能であると目されていました。それでも、同年の臨時法制審議会には在野法曹（弁護士）側から立案要綱が提出され、翌大正9年12月には司法省の手によって136条にわたる陪審法案が作成されました。その後、陪審法案は、枢密院によって大幅に修正されたものの、大正12年3月の帝国議会において成立に至りました。
- 4 陪審法が成立すると、司法省は、全国各地の刑事法廷を改造して12名の陪審員席を作り、陪審員が外部と接触することを防ぐために、裁判所の敷地内に陪審宿舎を新築しました。これらと同時並行して、全国の市町村役場には陪審員資格者名簿が備えられました。陪審制度の導入にあたり、多くの労力と費用がとぎ込まれたと考えられます。
- 5 陪審法が施行された後、我が国における最初の陪審公判は、昭和3年10月23日に大分地方裁判所において始まりました。それに次いで2番目に開始された陪審公判は同月31日から水戸地方裁判所において実施され、「法律新報」がその様子を詳細に報じています。それによれば、事案は放火未遂事件であり、陪審員12名の職業は農業が8名、物品販売業が3名、そして公吏が1名でした。
- 6 水戸地方裁判所における陪審公判は二日間にわたって行われ、その間、陪審員は陪審宿舎において寝泊まりしました。二日目の審理を終えると裁判長は陪審員に対して「問書」という文書を手交し、被告人が放火に着手した事実を認定できるかどうか問いました。これに対して陪審員は「答申」において「然らず」と回答し、そのため裁判長は被告人に対して無罪を言い渡したと記録されています。このケースでは、被告人の自白以外に証拠が乏しく、公判において被告人は、警察から折檻を受けて自白に至ったと述べていました。
- 7 このように導入初期には被告人の防御に効力を発揮した面があったものの、裁判官や検察官は手続きの負担感から陪審制度を歓迎せず、その結果、弁護人も消極的になったこと、有罪になった場合にはその費用を被告人が負担しなければならなかったことなどから実施数は徐々に減少し、やがて我が国全体が戦時体制に向かうにつれて国情にそぐわなくなったため、陪審制は昭和18年3月をもって停止されました。以後、我が国において陪審制が実施されることはなく、市民による刑事裁判への参加は裁判員制度の導入を待つこととなります。

# 役立つ！ 会務活動



## vol.8

# 労働法制特別委員会の活動の多様さと 業務への直結

会員 加藤 平一郎 (73期)

**1** 私の所属している労働法制特別委員会は、全体会（本会議と専門家を招いての研究会）の他、判例研究部会、法教育部会、公務員労働法制研究部会、企業集団／再編と労働法部会、企画運営部会の5つの部会活動があり、さらに、水町勇一郎教授の「詳解労働法 第2版」（一般財団法人東京大学出版会）の輪読会や「ビジネスと人権」に関する勉強会が開催される等、委員による個別の活動も活発です。

このように当委員会は、労働法分野に関連する多様な活動がなされている委員会です。

**2** さらに、当委員会に所属する委員は、労働者側、使用者側、企業内弁護士、外資系企業を依頼者とする立場、官公庁への出向経験者等々、様々な立場で労働法の最新の実務に触れて活躍されている方が多くいます。

そのため、当委員会における研究・議論は、毎回、様々な視点からの意見が出され多角的かつハイレベルなものとなっています。

**3** 私は、弁護士3年目で、当委員会への参加も3年

目となります。当委員会への参加以来、ハイレベルな議論に圧倒されつつも、当委員会の参加した夏期合同研究での発表、中学校と大学での労働法の授業の担当、最新判例・裁判例の研究発表等々、非常に充実した委員会活動をして来られたと思います。

業務への直結という意味では、当委員会で研究・議論した内容が、顧問先等からの相談で役立つことが多々あり、改めて当委員会の有意義さを日々感じております。

当委員会は「新労働事件実務マニュアル（第5版）」や「M&Aにおける労働法務DDのポイント（第2版）」等を執筆しているため、今後、執筆の機会があれば積極的に参加し、労働法分野に関する見識を一層深めたいと考えています。



こちらから読んでね

## 花火と合併号！



# わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

22期(1968/昭和43年)

## 断然たらざる選択と その後のいささかの頑迷

—三ヶ月章先生の鼓舞は間違っていたか—



会員 竹内 康二 (22期)

私の司法修習は、1968年からの2年である。当時は、我々若者にとっては、出たばかりの大学や周囲が騒然たる状態で、刑事法では当事者主義、起訴前捜査に対しての少なからずの反応を示していたこともある。当時の研修所は、紀尾井町にあり、木造庁舎であった。四ツ谷駅から通ったが、裏口をもっぱら使用し、狭い通路から敷地に入った。出席簿に捺印をするという慣行も面白かった。もちろん表門はあったが、これも前面道路から相当に奥行きがあった。この2年は思わざるほどに自由で楽しい期間であったと思う。勉強もあったが、しかし、旅行、社会見学など、夢の様な企画も数多く用意されていた。勉強で言えば、大学の時は論文を読むのが痛快であった記憶があるが、修習終了直後に、第1巻からなどという形式論ではないが、もう少し注釈民法を読んでおけばよかったと反省した記憶がある。2年間は、随分と大事に育てていただいた。若気の至りで偉そうな言動をしたように思う。反省と共に大いに感謝しているが、未だにお返しは出来ない。最高裁としては、判検弁の司法を預かる人間を育てる壮大な気風があったと思うが、我々が憲法的な理解をもとにこれを認識していたかはどうも自信がない。

研修所に入るまでは、生身の人間である判検弁に会ったこともなく、実務修習を含めて新鮮であったが、それまでの学者と比べて異なる印象であったと思う。総じて熱い感じの先輩ではなく冷静であった。ただ、冷静ではあったが、合同研修で招かれた学者の講演を聞いた後で、「勉強していないね」とのコメントを民裁教官が漏らされたときは、その気概を感じたのをよく

覚えている。同僚修習生諸君も、様々な学歴、職歴の者が多かったので、多彩な集団で、これもそれまでの環境とは相当に異なった。大いに勉強になった。実務修習の時期が十分長かったので、中身の濃い体験をさせていただいた。指導官からもっと厳しく教育を受けてしかるべきであったが、優しくされた。民裁での合同研修で、一人だけ違う意見を述べたら、裁判官教官から「秀逸だね」と言われたが、「秀逸」の意味が分からず隣の友人にそっと教えて貰って、へえ、そうかなと思ったことは今でも覚えている。その教官は、早く亡くなられた。

研修所の教育を受ける立場での総じての印象は、現実論として、司法における文書能力であったし、実務でのよくできた文書・書式が資料であるので、どうしても、書式尊重精神を残していることであった。また、結論はともかくとの前提があり違和感があったが、どのような論理を辿ったかを実体法に則して的確に示し、正しい結論であるとの構えを示すという言葉構成の外観尊重精神であるようにも思われた。その意味で、事実の認定などは自分の力で涵養するものと思われ、証拠の見方も自分で体得するのだと思われた。さらに、特別講義を除いては、外国ではどうかというような興味を起させる余裕などは教室ではなくて、わが国情報だけに集中されていた。誰もがそのような興味を持たないようにも見えた。今思えば、外国の法事情を教えるのは並大抵ではないという責任感のある自重の態度でもあったろう。私にとっては、幸いなことに、無事に、楽しく、時に勉強しながら過ごした美しい2年であった。

# 75 75期リレーエッセイ

## 後悔，そして再出発

会員 渥美 木理



この度、本誌の75期リレーエッセイの原稿を書かせていただくことになった。今でこそ弁護士としてエッセイを書いているが、自分が弁護士になるなんて、数年前まで考えもしなかった。

まず、私は中学の頃から、柄にも似合わず、歌手になって音楽業界に入ると意気込み、養成所等に通っていた。高校の時は、音楽を目指す人の養成所が併設された通信制高校に通った。結局箸にも棒にもかからなかったが、せめて音楽業界の裏方になろうとして専門の大学に通い、音楽編集や録音技術を専攻した。最初の一年目は休学してアルバイトをしながら音楽活動をする程で、まれに見る執着心であった。

しかし結局自分の望み通りに事は運ばなかった。そもそも自分はシャイであるし、音楽業界は自分に全く向いていなかったと徐々に気づいていった。人生の選択を誤ったと感じ、自分の殻にこもるようになった。大学は一応通って卒業したものの、卒業後は家業を手伝うだけで、家にこもる生活になった。

そんな中、30歳近くになった頃、急激に、自分が社会から孤立しているという不安を感じた。長い年月、自分が音楽業界に入ることばかりを考え、他者との協調性を養うことを怠っており、社会の一員としての自信を失っていた。その不安を消すため、まず家庭教師のアルバイトを始めて人との繋がりを作った。続いて、集団社会に入って、人との関わりに自信を持ちたいと感じるようになった。そこで、もう一度大学に通って社会に戻る勇気を見出したいと思った。親に内緒で願書を出し、勢いに任せて大学を受験した。大学に再び通うことについて親との確執が続いたが、最終的に卒業させてくれた親には感謝してもしきれない。

大学では、興味があったグローバル教養学部に入った。学生同士の関係が近い、英語系の学部だ。サークルにも入った。最初は久しぶりの他者とのコミュニケーションに戸惑ったが、大学に通ったことで、自分がそれまでおろそかにしていた他者との関係性について、改めて考えさせられた。

大学2年の終わりに、将来どうすべきか考えた末、司法試験受験を決めた。子供のころ勉強が得意だったのに勉強してこなかった後悔と、これまで社会に貢献せずに時間を無駄にしてきた後悔、また、早く一人前に働いて親を安心させたいという思いから、真っ当に努力してみようと思ったのだ。努力が報われ、大学を卒業した年に予備試験に合格、その翌年に司法試験に合格した。

晴れて弁護士になり、現在は新人弁護士として働いている。弁護士になって感じることは、弁護士の仕事は、法律論を練って依頼者の要望を叶えるだけではなく、依頼者とのコミュニケーションを通して、依頼者のために何が必要なかを引き出す仕事でもあるということだ。依頼者は、現状について相談に来るが、明確に整理できていない場合もある。依頼者が初めての法律相談で「こうして欲しい」と述べたとしても、それが依頼者にとってどのような結果になりうるのかを考え、他の対応についても検討、相談し合いながら、依頼者の希望の最終確認をすることが大切だと感じる。相談し合う中で、それが法律構成としても可能であるかを考えつつ方向性を決めていく、とても深い仕事であると感じる。依頼者のために最善を尽くせるよう、努力したい。

思い通りに行かず悩むことも多いが、経験豊かな先輩たちを見習っていききたい。

### 『ダイ・ハード』

1988年／アメリカ／ジョン・マクティアナン監督作品

### エンタメの頂点

会員 中村 睦 (75期)



ディズニープラスのスターで配信中  
©2023 Twentieth Century Fox  
Film Corporation. All Rights  
Reserved.

皆様は最近日々の生活の中で、頭を空っぽにして楽しむ時間があるだろうか。

私は映画、特にアクション映画鑑賞が趣味である。一時期はTSUTAYAのアクションコーナーを見つくり、借りるものがなかったこともあった。今回はそのアクション映画の中でも、個人的に最高のエンタメと考える映画を取り上げようと思う。

その映画とは、『ダイ・ハード』（1988年）である。この映画は言わずと知れた名作ではあるが、念のためにストーリーを説明すると、クリスマスイブのロサンゼルス、ニューヨークから一人の刑事ジョン・マクレーンが、LAに転勤した別居中の妻ホリー、子供達のもとへやって来たところから物語が始まる。妻の勤め先を訪ねたマクレーンは、彼女が旧姓に戻っていることにショックを受けたあげく、運悪くテロリストの襲撃に遭遇してしまうが、人質となった妻を助けるため、たった一人で完全武装したテロリストに立ち向かうはめになるというものである。

この記事を書くにあたり、『ダイ・ハード』と、続編がコロナ禍の映画界を救った『トップガン』が思い浮かび、どちらを題材にするか非常に迷った。音楽や衣装などを考えたときの最高の映画はトップガンだと思っているが、最高のエンタメとしての映画はダイ・ハードであると思っており、両作品とも最高の映画だからである。

しかし、私はダイ・ハードを人生で20回は見ており、毎年のクリスマスはもちろん、気分を上げたい時など様々な時に様々な人と見てきたため、その時々自分の人生には必ずこの作品があり、自分の人生の思い出が

詰まっていること、ブルース・ウィリスが2022年に俳優を引退されたことからこの作品を選んだ。これほどまでに好きな理由は、前述のように最高のエンタメ作品であると考えているからである。

最高のエンタメ作品は何か、エンタメとは何か、人によって大きく異なる議題ではあるが、私の中のエンタメとは、何も考えず、知識や頭を使わず楽しめるものであると考えている。ダイ・ハードはまさに愛、友情、アクション、全ての映画を構成する要素が一切の迷いなく描かれている。テーマや事の善悪など面倒臭いものは存在しない。マクレーンが妻を助けようとしたとき、妻が名前を変えていたことを気にしていただろうか、マクレーンがテロリストと対峙したとき、テロリストにも正義があるかもと考えていただろうか、ただ妻を救うため、タンクトップで完全武装のテロリストと一人で対峙する痛快な男を見ていれば、画面の向こうでぽっつんと眺める私もただ何も考えず、楽しめるに決まっている。終わった後に考察を語り合う映画もよいが、視聴者が求める展開通りに物語が進んでいき、主人公が期待通りの活躍をする映画が嫌いな人はこの世にいないだろう。

これを読んでくださった皆様の中でも、最近楽しいことがない、悩み事が多いと思っている方であればもちろんのこと、そうでない方にも是非お勧めする。クリスマスに見るのが一番お勧めだが、一人で見るもよし、大切な人と見るもよし、ポップコーンとビール（又はコーラ）とダイ・ハードさえあれば、いつでも、誰とでも、日々を忘れ、濃密に詰まった頭を空にして最高に楽しめること間違いなしである。



# 昆虫少年の夢の続き

会員 関 一磨 (70期)

僕はクラスに一人はいる「昆虫博士」だった。故郷は長野県北信地区。放課後は河川敷のヤナギの木の下でクワガタを採り、空き地でバッタを追いかける少年だった。愛用のノートも、昆虫写真の表紙の「ジャポニカ学習帳」だ。

僕は、祖母が持ってくるインスタントコーヒーのカップが大好きだった。

祖母は虫かごを持たないが、僕が喜ぶことを知って、山での農作業、墓掃除の際に見つけてくれた虫をカップに入れて持ってくるのだ。

嬉しい虫は、金色の体毛と隆々の頭部を持つミヤマクワガタと、漆黒のメタリックボディと朱色のお腹のアカアシクワガタだ。いずれもやや高山性の種なので、平地ではなかなかお目にかかれない。

祖父母は時に僕を山に連れて行ってくれた。

ある日、祖母は、軒先にできたアシナガバチの巣を事も無げに採取し、ハチの子(幼虫)を取り出してフライパンで炒め始めた。

立ち去ろうとした僕に、祖母は冗談気味に言った。「ハチの子を食べないと、山に連れてってあげないよ」と。祖母の山で昆虫採集をしたい僕は、冗談と理解しつつも逡巡した挙句、目を瞑りながら炒められたハチの子を一匹ヒョイと口に入れた。プチとした触感の後、ピーナッツと鶏肉を混ぜたようなクリーミーな風味が広がった。美味しい。

祖母は約束通り、僕を山に連れていってくれた。

あの時、食べなくても連れていってくれたであろうことは僕が一番理解している。

結局僕がハチの子を食べてみたかっただけなのだ。

ハルジオンの蜜を吸うベニシジミ、白樺の倒木を闊歩する孔雀青に水玉模様のルリボシカミキリ、睡蓮の下から潜航艇の如く浮かぶゲンゴロウ、門限を告げるヒグラシ、夏の終わりのツクツクボウシ、いずれも僕が愛してやまない虫である。

血眼で探した水生昆虫の王様のタガメは、見つからず

仕舞い。タガメが長野県で絶滅種指定されたことを知ったのは、大人になってからである。

そんな僕も、中学生の頃から徐々に虫から距離を置くようになった。

周りの友人も虫に関心を示さなくなり、当時の僕は、虫好きを全面に出すと「異性からモテないのではないか?」と思春期の思い込みに陥った。残念なことに、虫から離れてもモテることはなかったのだが。

とはいえ生物への関心から高校は理数科に進学したが、理系の授業が肌に合わず文転をし、紆余曲折あって東京で弁護士をしている。少年時代は昆虫学者に憧れていたのに、人生はわからないものである。僕はチョウのように「完全変態」したのかもしれない。

自分に正直になった大人の僕は、夏になると一人で昆虫観察に勤しんでいる。

大都会東京には、ヒトだけでなく多種多様な虫が生きている。都心からほど近い場所で、子供たちが大好きなカブトムシやノコギリクワガタに会える。

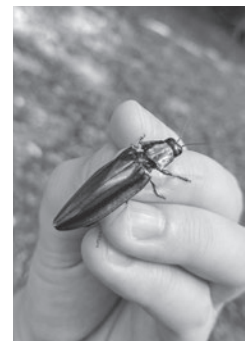
月の女神Artemisの名をかつて学名使用していた、薄水色の可憐な蛾であるオオミズアオも都心の街灯にヒラヒラと舞い降りる。

虹色に輝くヤマトタマムシも、都内でひっそりと命を紡いでいる。エノキの大木を見かけたら空を眺めてほしい。樹上にキラキラと舞う美しいその姿を見ることができたら。

ヤマトタマムシは法隆寺の「玉虫厨子」が有名だが、古くから人々を魅了し、見つけると幸運が訪れるとして「吉丁虫」とも呼ばれている。

今でもインスタントコーヒーのカップを見ると、昨天国に旅立った祖母との思い出が駆け巡る。

さて、今年の夏はどんな出会いがあるだろう。楽しみだ。



都内某所のヤマトタマムシ

## 政府提出の入管法改定案の強行採決に反対し、廃案を求める会長声明

本年3月7日に政府が提出した出入国管理及び難民認定法改定案（以下「政府法案」という。）は、衆議院の審議を経て、現在参議院において審議中であるが、採決強行の可能性も報じられている。

政府法案の問題点については、当会が、本年1月17日および3月15日付会長声明にて指摘したとおりであるが、さらに、その後の国会審議の過程では、政府法案提出の前提となった事実の存否や政府答弁の正確性に、次々と疑念が生じる事態となっている。

政府法案の柱の一つは、難民申請中の強制送還を一部可能にすることにある。政府は、ある難民審査委員の「難民を探して認定したいと思っているのに、ほとんど見つけることができない」「分母である申請者の中に難民がほとんどいない」という説明を、難民申請者の送還が許される根拠の一つとしてきた。

ところが、参議院における審議開始後、この委員が、年間1000件を超える不服申立てを勤務日数わずか30日あまりで処理していたことが明らかになった。また、迅速処理を目的として編成された委員の「臨時班」が存在すること、委員の間で審査件数の配分に著しい偏りがあることも新たに判明した。これを受けて、現役の委員らが異例の記者会見を行い、政府の説明内容に対して強い疑問の声をあげたことは、現在の難民認定制度に重大な問題があり、難民として認定されるべき者が認定されていない可能性を改めて強く示唆するものである。

このほか、政府法案提出後の3月15日に言い渡された大阪地裁判決においても、難民認定制度の運用の問題点が浮き彫りになった。この判決では、LGBTを理由とする迫害を主張した

ウガンダ国籍女性に対する難民不認定の判断が誤りとされたが、この事案の難民認定手続においては、「申立人の主張に係る事実が真実であっても、何らの難民となる事由を包含していない」と難民認定基準において明らかに誤った評価がなされ、口頭意見陳述すら行わずに、書面審査のみで審査請求が棄却されていたことが明らかになった。

さらに、政府は、2021年3月に名古屋入管で起きたスリランカ国籍女性の死亡事件を受けて、入管における医療体制を改善し、「主な収容施設において常勤医を確保した」と強調していた。ところが、昨年7月に新たに確保したという大阪入管の常勤医が、今年1月に酒酔い状態で勤務し、それ以降は医療業務を行っていないことが、参議院での審議段階に至って発覚した。2021年に政府提出の入管法改定案の成立を見送った理由の一つは、入管収容中の医療問題であったが、これに対する改善策について政府が重大な事実を隠蔽して国会答弁を続けていたことは、立法府を実質的に欺くものといわざるを得ない。

このように、政府法案提出の前提が次々と覆されている以上、政府法案をそのまま成立させることは断じて許されない。もし、政府法案が可決されれば、難民として認定されるべき者が送還され、長期収容下での人権侵害が繰り返されてしまうことは必至である。よって、政府法案を直ちに廃案とし、今回の審議で明らかになった全ての問題点について議論を尽くした上で、国際的な人権水準に沿った法改正をするよう強く求める。

2023(令和5)年6月8日  
東京弁護士会会長 松田 純一

## 大崎事件第四次再審請求の即時抗告審決定に抗議する会長声明

2023年6月5日、福岡高等裁判所宮崎支部（矢数昌雄裁判長）は、いわゆる大崎事件の第四次再審請求の即時抗告審において、再審請求を棄却した原決定（鹿児島地裁2022年6月22日決定）を是認し、弁護人の即時抗告を棄却する決定を行った（以下「本決定」という）。

本件は、1979年10月、原口アヤ子さんが、元夫、義弟と3名で共謀して被害者を殺害し、その遺体を義弟の息子も加えた4名で遺棄したとされる事件である。原口アヤ子さんの逮捕時からの一貫した無罪主張にもかかわらず、確定審では、「共犯者」とされた元夫、義弟、義弟の息子の3名の「自白」、その「自白」で述べられた犯行態様と矛盾しない法医学鑑定、「共犯者」の親族の供述等を主な証拠として、原口アヤ子さんに対し、懲役10年の有罪判決が宣告された。

第一次再審請求審において、2002年3月26日、鹿児島地裁が再審開始を決定したが、即時抗告審である福岡高裁宮崎支部は同決定を取り消した。第三次再審請求審において、2017年6月28日、鹿児島地裁が2度目となる再審開始を決定し、2018年3月12日、福岡高裁宮崎支部は、検察官の即時抗告を棄却して、再審開始の結論を維持した。ところが、2019年6月25日、最高裁第一小法廷は、検察官の特別抗告には理由がないとしたにもかかわらず、請求審決定、即時抗告審決定をいずれも取り消し、再審請求を棄却したのである。

第四次再審請求において、弁護団は、被害者の死亡時期に関する救命救急医の医学鑑定等の新証拠を提出したが、原決定は、新証拠に一定の証明力を認めながら、その証明力は限定的であり、「客観的状況からの事実の推認は左右されない」として、刑事訴訟法第435条第6号の明白性を認めなかった。

原決定は、第3次再審請求の最高裁決定をそのまま追認したものであり、確定判決の証拠構造分析、旧証拠の全面的再評価を適切に行っておらず、新旧全証拠の総合評価も行っておらず、

これまで3回にわたり再審開始に向けた決定が出されていること（第一次再審請求審決定、第三次再審請求審決定、同即時抗告審決定）を無視する不当なものであった。

本決定も、原決定と同様の誤りを犯したものである。すなわち、本決定の「各確定判決の事実認定の主たる根拠について」の判示は、上記最高裁決定をそのまま引き写したものにすぎない。当会の2019年7月3日の「大崎事件第三次再審請求棄却決定に抗議する会長声明」で指摘したように、そもそも上記最高裁決定が誤っているものである。

また、新証拠の明白性判断においては、「新旧全証拠を評価し直す必要性は認められない」と判示しており、新旧全証拠の総合評価を否定している。本決定は、弁護団の主張を個別に否定するだけで、新証拠の明白性を否定しているのであり、実質的には新証拠の孤立評価にほかならない。

そして、本決定は、本件でこれまで3回にもわたり再審開始に向けた決定が出されていることを全く考慮していない。

以上からすれば、本決定は原決定と同様に、「疑わしいときは被告人の利益に」の刑事裁判の鉄則に反しており、白鳥・財田川決定にも違反するものであり、到底容認できない。

原口アヤ子さんは現在95歳という高齢であり、1日も早く再審を開始し、再審公判が開かれなければならない。日弁連は2013年から本件を支援しており、当会としてもこれを支持するものである。

また、当会は、再審請求手続における全面的な証拠開示や、再審開始決定に対する検察官による不服申立の禁止等、えん罪被害者を速やかに救済するための再審法改正に向けて、全力を挙げる所存である。

2023(令和5)年6月8日  
東京弁護士会会長 松田 純一